

平成31年4月9日

長期計画 (分野別計画) 骨子案

施策体系

施策の大綱	基本施策	No.	施策
1.水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	1.水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成	1	水辺と緑に彩られたまちの形成
	2.環境負荷の少ない地域づくり	2	地球温暖化対策と環境保全
		3	循環型社会の形成
2.未来を担う子どもを育むまち	3.安心して子どもを産み、育てられる環境の充実	4	保育サービスの充実
		5	子育て家庭への支援
	4.知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり	6	学校教育の充実
		7	教育環境の充実
	5.こどもの未来を育む地域社会づくり	8	こどもが安全に過ごせる居場所・環境づくり
9	青少年の健全育成の推進		
3.区民の力で築く元気に輝くまち	6.健全で活力ある地域産業の育成	10	区内産業・商店街の振興
	7.個性を尊重し、活かしあう地域社会づくり	11	地域コミュニティの活性化
		12	一人ひとりが尊重される社会の実現
		13	生涯にわたり学習できる環境の充実
		14	スポーツを楽しめる環境の充実
8.地域文化の活用と観光振興	15	文化・歴史の継承と観光振興	
4.ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	9.健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実	16	母子保健の充実
		17	健康づくりの推進と保健・医療体制の充実
		18	感染症対策と生活衛生の確保
	10.誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進	19	高齢者福祉の推進
		20	障害者福祉の充実
		21	地域福祉と生活支援の充実
5.住みよさを実感できる世界に誇れるまち	11.快適な暮らしを支えるまちづくり	22	計画的なまちづくりの推進
		23	良好な住宅の形成と住環境の向上
		24	便利で安全な道路・交通網の整備
	12.安全で安心なまちの実現	25	災害に強い都市の形成
		26	地域防災力の強化
		27	犯罪のないまちづくり

計画の実現に向けて	実現1	区民の参画・協働と開かれた区政の実現
	実現2	効率的な区政運営と職員の育成
	実現3	自主・自律的な区政運営の推進

施策シートの見方

施策が目指す
江東区の姿を記してい
ます

施策を実現するた
めの取組です。

施策ページ構成 (案)

1 水辺と緑に彩られたまちの形成

目指す姿 豊かで親しみのある水辺と緑の空間を整備され、区民・事業者との連携により、つるおいあふれる魅力あるまち、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」の実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
水辺と緑に満足している区民の割合	水辺と緑に満足している区民の割合	**	**
区民・事業者による新たな緑化面積	敷地面積250㎡以上の施設（区立施設を除く）で、緑化計画書に記載された新規の緑化面積	**	**
水辺・潮風の散歩道整備状況	水辺・潮風の散歩道（河川の河川護岸や運河の内側護岸を基盤として整備した散歩道）の新年度の開闢実績	**	**
公園面積	区内の区立公園、児童遊園、都立公園（海上公園含む）、臨海公園の総面積	**	**
区立施設における新たな緑化面積	敷地面積250㎡以上の区立施設で、緑化計画書に記載された新規の緑化面積	**	**

現状と課題

- 江東区では、平成24年に策定した「江東区OGビジョン」に基づき、緑の施策を推進してきました。
- 具体的には、河川や運河沿いに水辺に親しめる散歩道の整備や、老朽化した区立公園等の空枠を通して、水辺と緑のネットワークづくりを推進してきました。また、学校の校庭芝生化や屋上・壁面緑化及び街路樹の実装など、公共施設の緑化を実現してきました。
- 地球温暖化やヒートアイランド現象等の課題を通じて、都市における水辺や緑の重要性が再認識されています。
- 国は、緑とオープンスペースが、都市のため、地域のため、市民のための資産としてより一層そのポテンシャルを発揮できるよう、公園緑地行政の取り組みを推進しています。
- 区民・事業者・区が一体となって緑の保全及び育成に努め、さらなる緑化に向けた取り組みが求められています。
- みどりを守る、みどりを育てる、みどりを活かす、みどりを創るが求められています。

施策ページ構成 (案)

取組方針

1. みんなでつくる水辺と緑
コミュニティガーデン活動などを活用した緑の維持管理や、私有地の緑化推進を推進することにより、区民・事業者と一体となって質の高い緑を創出していきます。また、みどりのコミュニティづくし講座などの取り組みを通じ、地域が一体となって緑を守り育てることへの関心を高めていきます。

■主な事業■
CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業、みどりのまちなみづくり事業、みどりのボランティア活動支援事業、自然とのつきあい事業

2. 水辺と緑のネットワークの形成
水辺と緑に親しめる散歩道を整備し、水辺と一体となった緑化空間を形成することによって、ヒートアイランド現象の緩和や、生物多様性に配慮した水辺と緑のネットワークづくりを進めます。また、コミュニティ醸成につながる公園等の整備を計画的に行い、水辺と緑を活用したにぎわいの場を創出します。

■主な事業■
水辺・潮風の散歩道整備事業、公園改修事業、児童遊園改修事業、仙台堀川公園整備事業

3. 公共施設の緑化
学校をはじめとする区立施設では、改築・改修等に際して、屋上・壁面緑化などを進めます。また、街路樹、水辺・潮風の散歩道及び区立公園・児童遊園の緑は、計画的かつ適正な維持管理を行います。

■主な事業■
CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業、公園維持管理事業、児童遊園維持管理事業、街路樹等維持管理事業

関連する個別計画
江東区みどりと自然の基本計画、江東区立都市公園条例 など

施策の現状と課題について、上から「これまでの区の取り組み」、「社会状況の変化や国・都の動向」、「今後の課題や取組の方向性」を記しています。

- 施策の成果や状況を測るモノサシで、分かりやすく単純化・数値化した形で表したものです。
- 指標には、講座の開催回数、道路の整備延長など、行政活動の提供量を測る **アウトプット指標**と、(住民、経済、環境など行政外部の変化を示す **アウトカム指標**)があります。
- 基本的に、施策ごとに、施策を代表するアウトカム指標を1つと、取組方針(サブ施策)ごとにアウトカム又はアウトプット指標を1つ設けます。

【】水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

- 水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成

1 水辺と緑に彩られたまちの形成

目指す姿

豊かで親しみのある水辺と緑の空間が整備され、区民・事業者との連携により、うるおいあふれる魅力あるまち、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」が実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
水辺と緑に満足している区民の割合	水辺と緑に満足している区民の割合	**	**
区民・事業者による新たな緑化面積	敷地面積250㎡以上の施設（区立施設を除く）で、緑化計画書に記載された新規の緑化面積	**	**
水辺・潮風の散歩道整備状況	水辺・潮風の散歩道（河川の耐震護岸や運河の内部護岸を園路として整備した散歩道）の前年度の開放実績	**	**
公園面積	区内の区立公園、児童遊園、都立公園（海上公園含む）、国営公園の総面積	**	**
区立施設における新たな緑化面積	敷地面積250㎡以上の区立施設で、緑化計画書に記載された新規の緑化面積	**	**

現状と課題

- ・江東区では、平成24年に策定した「江東区CIGビジョン」に基づき、緑の施策を推進してきました。
- ・具体的には、河川や運河沿いに水辺に親しめる散歩道の整備や、老朽化した区立公園等の改修を通して、水辺と緑のネットワークづくりを推進してきました。また、学校の校庭芝生化や屋上・壁面緑化及び街路樹充実など、公共施設の緑化を実施してきました。
- ・地球温暖化やヒートアイランド現象等の問題を通じて、都市における水辺や緑の重要性が再認識されています。
- ・国は、緑とオープンスペースが、都市のため、地域のため、市民のための資産としてより一層そのポテンシャルを発揮できるよう、公園緑地行政の取り組みを推進しています。
- ・区民・事業者・区が一体となって緑の保全及び育成に努め、さらなる緑化に向けた取り組みが求められています。
- ・みどりを守る、増やすだけでなく、街路樹の適切な維持管理や更新、公共施設の緑化等、質の高いみどりの充実が求められています。

取組方針

1. みんなでつくる水辺と緑

コミュニティガーデン活動などを活用した緑の維持管理や、民有地の緑化指導を推進することにより、区民・事業者と一体となって質の高い緑を創出していきます。また、みどりのコミュニティづくり講座などの取り組みを通じ、地域が一体となって緑を守り育てることへの関心を高めていきます。

■主な事業■

CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業、みどりのまちなみづくり事業、みどりのボランティア活動支援事業、自然とのつきあい事業

2. 水辺と緑のネットワークの形成

水辺と緑に親しめる散歩道を整備し、水辺と一体となった緑化空間を形成することによって、ヒートアイランド現象の緩和や、生物多様性に配慮した水辺と緑のネットワークづくりを進めます。また、コミュニティ醸成につながる公園等の整備を計画的に行い、水辺と緑を活用したにぎわいの場を創出します。

■主な事業■

水辺・潮風の散歩道整備事業、公園改修事業、児童遊園改修事業、仙台堀川公園整備事業

3. 公共施設の緑化

学校をはじめとする区立施設では、改築・改修等に合わせて、屋上・壁面緑化などを進めます。また、街路樹、水辺・潮風の散歩道及び区立公園・児童遊園の緑は、計画的かつ適正な維持管理を行います。

■主な事業■

CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業、公園維持管理事業、児童遊園維持管理事業、街路樹等維持管理事業

関連する個別計画

江東区みどりと自然の基本計画、江東区立都市公園条例 など

【】水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

- 環境負荷の少ない地域づくり

2 地球温暖化対策と環境保全

目指す姿

省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギー等の利用が進み、脱炭素社会に向けて取り組みを進めています。また、区民・事業者・区が連携して環境を意識した取り組みを行い、快適で暮らしやすい生活環境を実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
区内の年間二酸化炭素排出量比率 (2013年度比※)	区内の年間二酸化炭素排出量比率(2013年度比)	**	**
環境に配慮した行動に取り組む区民の割合	「特に何もしていない」以外の選択肢を65個以上選択した区民の割合	**	**
再生可能エネルギー設備を導入した区施設数	再生可能エネルギー設備(風力発電施設、太陽光発電施設、雨水利用施設)を導入した区施設数	**	**
地球温暖化防止設備導入助成申請件数	地球温暖化防止設備導入助成の総件数(年度)	**	**
大気常時測定項目(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄)の環境基準達成割合	区内の3測定局で測定する二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄それぞれの数値のうち、環境基本法に基づく環境基準を達成した数値の割合	**	**
アダプトプログラム登録団体数	区民・事業者が、公園や道路にわが子のような愛情を注いで、定期的に清掃するボランティア活動(江東区版アダプトプログラム)に登録している団体数	**	**

※パリ協定に対して日本が2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26%減と誓約したため2013年度を基準年とする。

現状と課題

- ・江東区では、持続可能な脱炭素社会の実現に向け、環境学習情報館などでの環境教育や、省エネルギー設備の導入助成を実施しています。
- ・2015年12月に気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定であるパリ協定が採択され、地球温暖化に対する取組がより一層求められています。
- ・大気汚染や水質汚濁の状況は年々改善傾向にあります。微粒子状物質(PM2.5)などの課題も発生しています。
- ・区民一人一人が環境問題を意識し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組めるよう、区民へのさらなる働きかけが必要です。また、区民や事業者とのパートナーシップをさらに強化するため、地域協議会などを通じて、環境保全活動の促進を図る必要があります。
- ・本区は歴史的に木材と関係が深く、木材加工、流通の拠点「新木場」を有しています。環境保全の観点からも、二酸化炭素の重要な吸収源である森林の健全育成のため、積極的な木材利用の促進が必要とされています。
- ・区施設への再生可能エネルギー設備の設置や、省エネルギー設備等の導入及び次世代自動車の購入への助成制度等によりCO₂削減の取り組みを継続する必要があります。
- ・歩行喫煙やごみの投げ捨ての防止対策、騒音・振動・悪臭などに対する指導を行うとともに、大気・水質・道路交通騒音等の環境測定を継続して実施する必要があります。

取組方針

1. 環境意識の向上

脱炭素社会の実現に向け、区民・事業者・区が環境に関する情報を手軽に発信・入手し、共有ができる環境を目指すほか、区民が主体的に学び考え、行動できる環境教育・学習を推進します。

■主な事業■

カーボンマイナスアクション事業、環境学習情報館運営事業、エコ・リーダー養成事業、江東エコキッズ事業、環境フェア事業、江東エコライフ協議会運営事業

2. 再生可能エネルギーの普及促進と省エネルギー対策

区施設に再生可能エネルギー等の設備を設置し、CO₂排出削減と環境負荷軽減を図ります。また、再生可能エネルギー設備を周知・啓発し、区民の知識の醸成を図るとともに、地球温暖化防止設備導入助成により、省エネルギーの促進と再生可能エネルギー等の利用拡大を図ります。さらに、「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」に基づき、積極的な木材利用を推進します。

■主な事業■

地球温暖化防止設備導入助成事業、マイクロ水力発電設備維持管理事業、風力発電施設等維持管理事業、急速充電器整備事業、電力の地産地消による環境学習事業

3. 環境汚染の防止

大気、水質、騒音等のモニタリングを行い長期的な傾向を把握し、その結果を区民に分かりやすく発信します。また、環境基準の達成に向け、事業者や区民に環境改善への取り組みを働きかけます。

■主な事業■

大気監視指導事業、水質監視指導事業、騒音振動調査指導事業

4. まちの美化推進

区民・事業者と協働し、地域の清掃活動を積極的に推進するとともに、喫煙マナーの向上に向けた啓発活動の充実に努めます。

■主な事業■

みんなでまちをきれいにする運動事業、アダプトプログラム事業、美化推進ポスターコンクール事業

関連する個別計画

- ・江東区環境基本計画
- ・チーム江東・環境配慮推進計画

【】水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

- 環境負荷の少ない地域づくり

3 循環型社会の形成

目指す姿

区民・事業者・区が、適切な役割分担の下で自ら積極的に5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）※に取り組み、環境負荷の少ない循環型社会が実現されています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量	区民1人が1日に排出する資源・ごみの量	**	**
資源化率	区が収集した燃やすごみ・燃やさないごみと資源の合計量のうち、資源の占める割合	**	**
大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率	大規模建築物事業者（3,000㎡以上の延べ床面積を持つ事業所）が、排出する事業系廃棄物を再利用する割合	**	**

現状と課題

- ・江東区には、本区地先にごみの最終処分場があり、長年にわたり東京23区のごみの終末処理に関して、区民には多大な負担が強いられてきました。
- ・持続可能な資源循環型地域社会の形成に向け、5Rに取り組んでいます。
- ・現在の最終埋立処分場は東京港最後の埋立処分場であり、今後新たな埋立処分場の確保は困難なことから、ごみの発生抑制に向けた対策が求められます。
- ・本区は今後も人口増加が予測される中、区民1人当たり1日の資源・ごみ量は減少傾向で推移していますが、更なるごみ減量に向け、新たな施策を展開していく必要があります。
- ・増加傾向にある外国人住民や若年単身層へのごみの適正排出や排出マナーの強化が必要です。
- ・5Rの取り組みが区内に浸透し、恒常的な活動や行動として定着していくために、国や東京都、民間企業等と密接に連携し、意識醸成、行動喚起を促す継続的な情報発信等の活動が不可欠です。

取組方針

1. 循環型社会への啓発

区報やホームページ等、多様な情報媒体を活用するとともに、環境学習情報館「えこっくる江東」・区立小学校で行う環境学習等を通して、区民や事業者に循環型社会への啓発を行います。

■主な事業■

一般廃棄物処理基本計画推進管理事業、ごみ減量推進事業

2. 5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）の推進

5Rの一層の推進と、積極的な情報発信を行うほか、買い物袋の持参や、生ごみの減量、家庭・飲食店等での食品ロス削減など、徹底した分別等の取り組みを推進していきます。区民・事業者が5Rに取り組みやすい環境の整備等により、ごみの減量と資源化率の向上を図ります。さらに、新たな資源化手法についても、調査・研究を進めていきます。

■主な事業■

資源回収事業、集団回収団体支援事業、集団回収システム維持事業、不燃ごみ資源化事業

関連する個別計画

- ・江東区一般廃棄物処理基本計画
- ・江東区一般廃棄物処理実施計画
- ・江東区分別収集計画

※5R…リフューズ（断る・ごみになるものを断る）、リデュース（発生抑制・ごみを発生させない）、リユース（再利用・ものを繰り返し使う）、リペア（修理・ものを修理して使う）リサイクル（再生利用・資源として再生利用する）の5つの行動のこと。

【】 未来を担うこどもを育むまち

- 安心してこどもを産み、育てられる環境の充実

4 保育サービスの充実

目指す姿

保育施設が適切に整備されているとともに、良質で多様な保育サービスが安定的に提供され、安心してこどもを産み、育てることができます。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
保育環境に対する区民満足度	「江東区の保育環境に満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した保護者の割合	**	**
保育所待機児童数	保育施設への入所を申し込み、入所の要件を備えていながら入所できない児童の数	**	**
保育所に対する指導検査実施完了割合	区内の保育施設（認可・認証保育所等）に対する、指導検査を実施した施設の割合	**	**

現状と課題

・江東区では、平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度の、保育の量の拡充や質の向上の方針を踏まえ、平成27年度から平成30年度の4年間で、認可保育所等の新設や既存施設の定員増などにより****人の保育施設定員を拡大するとともに、病児・病後児保育、延長保育、緊急一時保育など、多様な保育サービスの拡充を図ってきました。

・国は、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、【新元号】4年度末までに女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとしています。また、平成29年12月には、新たな経済政策パッケージの中で幼児教育の無償化を掲げ、子育て家庭の負担を軽減し、少子化対策を進めることとしています。あわせて、近年、保育所の果たす社会的な役割はより一層重視されており、保育の質の更なる向上を図るため、平成30年3月に保育所保育指針が改定されました。

・本区の保育施設の整備・拡充の取り組みは、待機児童対策として一定の効果をもたらしましたが、待機児童解消には至っていません。今後も、子育て・共働き世帯の増加が見込まれており、引き続き、地域の保育需要に応じて保育の受け皿を確保していく必要があります。

・既存の保育施設が改築や大規模改修の時期を迎えることから、こどもの安全・安心を確保するため、計画的に改築・改修事業を進める必要があります。

・こどもの健やかな成長のために保育の質の確保及び向上を図るとともに、ライフスタイルの多様化等に対応した様々な保育サービスを展開していくことが必要です。

・保育所の安定的運営のため、保育施設の整備とともに、保育人材の確保及び定着が必要です。

取組方針

1. 待機児童の解消

地域の保育需要に応じて、公有地の活用など多様な整備手法を用いて認可保育所等の整備を進めるとともに、居宅訪問型保育事業等の様々な手法を用いることにより、保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指します。

■主な事業■

私立保育所整備事業、居宅訪問型保育事業、定期利用保育事業

2. 良質かつ多様な保育サービスの提供

保護者が安心して子どもを預けることができるよう、保育施設の指導及び検査、保育人材の確保支援及び施設改修による保育環境の改善等を行い、保育の質の維持・向上を図ります。また、病児・病後児保育など、保護者の多様な就労形態や家庭環境等に応じた柔軟な保育サービスを提供します。

■主な事業■

保育所管理運営事業、私立保育所補助事業、病児・病後児保育事業、保育の質の向上事業、保育所の改修事業

関連する個別計画

江東区こども・子育て支援事業計画 など

【】 未来を担うこどもを育むまち

- 安心してこどもを産み、育てられる環境の充実

5 子育て家庭への支援

目指す姿

行政と地域が協働し社会全体で子育て家庭を支えることで、孤立した子育て環境が解消され、誰もが楽しく子育てし、こどもたちが健やかに成長しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
地域に見守られて子育てしていると感じる保護者の割合	地域に見守られて子育てしていると感じる保護者の割合	**	**
子育てひろば利用者数	子ども家庭支援センター、保育園及び児童館等で実施する「子育てひろば事業」の利用者数	**	**
リフレッシュひととき保育定員数	子ども家庭支援センターで実施する「リフレッシュひととき保育」の定員数	**	**
必要な子育て情報が入手できる保護者の割合	「区内の子育て情報が入手しやすいと思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した保護者の割合	**	**
こどもに対してしつけのためなら体罰も容認されると考えている区民の割合	こどもに対してしつけのためなら体罰も容認されると考えている区民の割合	**	**

現状と課題

- ・江東区では、これまで子ども家庭支援センターを中心に、地域に密着した施設における子育て支援機能の拡充等に取り組んできました。また、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携しながら、児童虐待対応や虐待防止の啓発活動、相談体制の強化に取り組んできました。
- ・核家族化の進展や地域コミュニティのさらなる希薄化などにより、子育てに不安を持つ家庭や、地域社会において孤立感を抱く家庭が増えています。また、児童虐待相談対応件数が急増しています。
- ・平成28年5月に児童福祉法が改正され、特別区が児童相談所を設置できるようになりました。
- ・国は、平成29年12月に「新たな経済政策パッケージ」を策定し、幼児教育の無償化など子育て世代に大胆に政策資源を投入し、社会保障制度を全世代型へと改革することとしています。
- ・本区では、子育てサービスを必要としている世帯が増加していることから、各種子育て支援事業の充実を図るとともに、それを広く周知し必要とする方が利用しやすい環境をつくる必要があります。
- ・こどもの貧困の拡大や国の新たな支援策なども踏まえ、これまでの経済的支援に併せて子育て家庭に対する総合的な支援が求められています。
- ・虐待の連鎖を予防するため、心のケアなどきめ細かな支援策を充実させる必要があります。
- ・こどもの権利・利益を守るため、子ども家庭支援センターを中心として、虐待予防や虐待対応の機能を一層強化するとともに、区の児童相談所を開設する必要があります。

取組方針

1. 子育て支援サービスの充実

子ども家庭支援センター等、子育て支援環境の拡充を図ります。また、子ども家庭支援センターや児童館、保育園、幼稚園などで、子育て相談や子育てひろば、一時預かり保育等の子育て支援策の充実に努めるとともに、区民による地域子育て活動を支援します。さらに、多様なメディアやイベントなどを通じて、子育て世帯に必要な情報を発信していきます。

■主な事業■

こども・子育て支援事業計画推進事業、児童向け複合施設整備事業、子ども家庭支援センター管理運営事業、子育て支援情報発信事業、地域子育て支援事業

2. 子育て家庭への経済的支援・自立支援

児童手当等の支給や子ども医療費助成等により、子育て家庭の生活面における経済的支援を行います。また、ひとり親家庭や生活困窮家庭への自立支援を行ない、さらに、保育園、幼稚園、認定こども園等の利用料の無償化により、幼児教育の負担軽減を図ります。

■主な事業■

児童手当支給事業、子ども医療費助成事業、小・中学校就学援助事業、まなびサポート事業

3. 児童虐待の未然防止と虐待対応力の強化

児童虐待を予防するため、地域全体でこどもや子育て家庭を見守る環境形成に努めます。また、職員の対応力向上、関係機関との連携強化、及び事業の充実により、支援を必要とする家庭への早期対応・改善を図ります。さらに、児童相談所の開設を見据えながら、子ども家庭総合支援拠点等のあり方を検討し、「こどもの最善の利益」を最優先とした児童相談体制の構築を目指します。

■主な事業■

児童虐待対応事業、児童家庭支援士訪問事業、こどもショートステイ事業、KOTO ハッピー子育てトレーニング事業

関連する個別計画

江東区こども・子育て支援事業計画 など

【】 未来を担うこどもを育むまち

- 知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり

6 学校教育の充実

目指す姿

学校教育の充実が図られ、確かな学力・思いやりの心・健康な身体が育まれています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
全国学力・学習状況調査で全国平均を100としたときの区の数値	小学校6年生が対象の全国学力・学習状況調査の教科に関する調査の全国平均を100としたときの区児童・生徒の平均値	**	**
	中学校3年生が //	**	**
自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合（全国学力学習状況調査）	小学校6年生が対象の全国学力・学習状況調査の質問紙調査の、「自分にはよいところがあると思う」の質問に肯定的に回答した区児童・生徒の割合	**	**
	中学校3年生が //	**	**
人の役に立つ人間になりたいと思う、児童・生徒の割合（全国学力学習状況調査）	小学校6年生が対象の全国学力・学習状況調査の質問紙調査の、「人の役に立つ人間になりたいと思う」の質問に肯定的に回答した区児童・生徒の割合	**	**
	中学校3年生が //	**	**
体力調査で全国平均を100としたときの区の数値	小学校5年生男子が対象の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点の全国平均を100としたときの区児童・生徒の平均値	**	**
	小学校5年生女子が //	**	**
	中学校2年生男子が //	**	**
	中学校2年生女子が //	**	**

現状と課題

- ・江東区では、全小中学校において学びスタンダードの取り組みを通じて、児童・生徒の学力、体力の向上を実現してきました。また、人権教育の充実等を通して、心の教育の推進を図ってきました。
- ・新しい時代に求められる資質・能力をこどもたちに育むため、新学習指導要領等の趣旨を踏まえた教育を確実に実施することが求められています。
- ・豊かな心を育むため、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、2020年以降の未来を見据えて、継続的に取り組むオリンピック・パラリンピック教育の推進が求められています。
- ・こどもたちの健全な発達・成長を支え、健康で充実した生活を送るために体力の向上を図ることは重要です。しかし、体力調査の結果は、小中学校とも全国平均を下回る項目もあり、健康教育や体力向上に向けた取組の一層の充実が求められています。
- ・分かりやすい授業の実施や、問題行動への対応等、教員への期待は高く、かつ多岐に渡っており、その中で教員がこどもと向き合う時間を確保しながら、教員の資質・能力向上を図るための取組が求められています。

取組方針

1. 学習内容の充実

こうとう学びスタンダードを基にした幼・小・中一体となった教育の充実、学びスタンダード強化講師の配置や補習教室の実施などにより基礎学力の向上を図ります。また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するとともに、外国人講師の活用やICT教育の推進など特色ある授業内容の充実に努めます。

■主な事業■

確かな学力強化事業、外国人講師派遣事業、学校力向上事業、オリンピック・パラリンピック教育推進事業、幼小中連携教育事業

2. 思いやりの心の育成

児童・生徒の発達段階に応じた人間関係づくりの指導を行うとともに、人権教育の充実を図ります。また、道徳教育や特別活動等を通して、社会や他者を共感的に理解できる気持ちを育むなど、心の教育を充実させます。

■主な事業■

健全育成事業

3. 健康・体力の増進

「体力スタンダード」の取り組みにより、体育授業の充実を図り、継続的な運動習慣を身に付けることができるようにします。また、食育等の健康教育の推進により、児童・生徒の生活習慣の改善と健康増進を図ります。

■主な事業■

学校力向上事業、オリンピック・パラリンピック教育推進事業

4. 教員の資質・能力の向上

経験年数や職層に応じた指導力、教科等の専門性の向上を図るため、各教科の指導方法や人権教育、問題行動の未然防止等の研修を実施するとともに、働き方改革推進のため、授業改善のための時間や、児童生徒に接する時間を確保できる、勤務環境の整備を図ります。

■主な事業■

教職員研修事業、教育調査研究事業

関連する個別計画

教育推進プラン・江東、江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画 など

【】未来を担うこどもを育むまち

- 知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり

7 教育環境の充実

目指す姿

学校、地域、家庭及び関係機関が連携・協力し、すべての児童・生徒が明るくのびのび通うことができる教育環境を実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
一人一人を大切にされた教育が行われていると思う区民の割合	各学校が行う「学校評価」のアンケートで「一人一人を大切にされた教育が行われていると思う」と回答した保護者の割合	**	**
特別支援教室支援完了者割合	特別支援教室の支援完了による退級者数を特別支援教室の年度内支援総数で除した数値	**	**
いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童・生徒の割合 (全国学力学習状況調査より)	小学校6年生・中学校3年生が対象の全国学力・学習状況調査の質問紙調査の、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」の質問に肯定的に回答した区児童・生徒の割合	**	**
地域学校協働活動に参加したボランティア数	各学校で実施しているさまざまな地域学校協働活動に参加したボランティアの年間延べ人数	**	**
改修・改築を実施した学校数	老朽化等により、校舎・給排水・電気・機械設備等の改修及び改築を実施した小学校・中学校の数	**	**

現状と課題

- ・江東区では、心身に何らかの障害がある等、学校生活に不安があるこどもについて、就学等の助言を行っています。また、平成26年度に「江東区いじめ防止基本方針」を定め、学校、保護者、地域、関係諸機関が連携し、心の育成・いじめ防止に取り組んでいます。
- ・共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システム※の理念が重要であり、その構築のために、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。
- ・個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備する必要があります。
- ・いじめや不登校など児童・生徒の健全育成にかかる問題が顕在化し、社会問題となっています。
- ・平成29年3月の社会教育法の改正により、地域住民等と学校との連携協力体制の整備や普及啓発活動などの措置を講じることとされています。
- ・学校支援地域本部をはじめとした、学校と地域が連携する既存の様々な取組を再編・組織化し、学校を核とした地域づくりの推進が求められています。
- ・児童・生徒数の急増による収容対策が喫緊の課題であり、また、既存施設の老朽化対策については、改築・改修を計画的に実施していく必要があります。

取組方針

1. 個に応じた教育支援の推進

学習支援員の配置や特別支援教育の通常学級での実施等により、児童生徒一人ひとりの教育ニーズを適確に把握し、特性に応じた合理的配慮を浸透させ、個に応じた教育環境の充実に努めます。

■主な事業■

学習支援事業、小学校特別支援教育事業、中学校特別支援教育事業

2. いじめ・不登校対策等の充実

「江東区いじめ防止基本方針」及び「不登校総合対策」に基づき、学校、家庭及び関係機関等と相互に連携し、いじめや不登校の未然防止・早期発見・早期解決等に取り組みます。また、教育センターを中心に、教育に関する問題について児童・生徒や保護者が安心して相談できる体制を整えるなど、教育相談の充実に努めます。

■主な事業■

適応指導教室事業、スクールカウンセラー派遣事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、スクールロイヤー活用事業

3. 学校・地域・家庭の連携の推進

学校を拠点に、幅広い地域人材の参画や教育資源の活用等により、学校・地域・家庭の連携及び協働をさらに推進し、地域全体でこどもの成長を支え、家庭教育支援や地域課題解決に向けた取り組みを行います。

■主な事業■

学校支援地域本部事業、教育委員会広報事業、学校選択制度運用事業、家庭教育学級事業

4. 教育施設の整備・充実

良好な教育環境を保つため、教育施設の適正な整備を進めるとともに、各種設備の充実に努めます。また、施設内外及び近隣における犯罪や事故から児童・生徒を守るための各種対策を推進します。

■主な事業■

小学校大規模改修事業、中学校大規模改修事業、幼稚園大規模改修事業、学校安全対策事業

関連する個別計画

教育推進プラン・江東 など

※インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

【】 未来を担うこどもを育むまち

- こどもの未来を育む地域社会づくり

8 こどもが安全に過ごせる居場所・環境づくり

目指す姿

地域住民・団体と区が一体となり、こどもの安全・安心な居場所・環境を構築することにより、こどもたちが健やかに成長しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
江東きっずクラブ利用児童の満足度	きっずクラブ利用者に対して行うアンケートで「とても楽しい」「まあまあ楽しい」と回答した保護者の割合	**	**
江東きっずクラブ（学童クラブ登録）を利用できなかった児童数	利用申請し、利用の要件を備えていながら、江東きっずクラブ（学童クラブ登録）を利用できなかった児童数	**	**
行政・地域の活動により、登下校時のこどもの安全・安心が確保されていると思う区民の割合	行政・地域の活動が「こどもにとって地域環境の安全に役立っている」と回答した区民の割合	**	**

現状と課題

- ・江東区では、「江東きっずクラブ」※を全 46 校で実施し、放課後等においてこどもが安全で健やかに過ごせる場を提供しています。また、こども 110 番の家や児童通学案内等の取り組みにより、登下校時の安全確保に努めています。
- ・「児童の権利に関する条約」の精神を踏まえ、こどもの主体性を尊重した環境づくりを推進しています。
- ・国の「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30 年 9 月）では、全小学校区で「江東きっずクラブ」に相当する一体型・連携型事業の実施、学校施設の徹底活用等を目標に掲げています。
- ・国の「児童館ガイドライン」が平成 30 年 10 月に改正され、児童館は、地域のこども・子育て支援に資する児童福祉施設として更なる機能拡充を目指すことが示されています。
- ・登下校時のこどもの安全確保のため、国は平成 30 年 6 月に「登下校防犯プラン」を策定しました。
- ・江東きっずクラブ（学童クラブ登録）の利用児童数の増加に伴い、保留児童の発生が懸念されています。
- ・江東きっずクラブ（放課後こども教室登録）の利用児童数の増加に伴い、一部クラブで十分な活動空間が確保できていません。
- ・児童館を利用する小学生は、「江東きっずクラブ」の展開により減少しつつも一定の利用があります。一方で、乳幼児及び保護者の利用は増加しています。今後は、小学生の安全な居場所機能を維持しつつ、乳幼児向け事業の充実や他の子育て関連施設との連携が求められています。
- ・こども 110 番の家事業は、集合住宅の増加等により協力者が得にくい状況になっています。

取組方針

1. こどもが安全で健やかに過ごすことができる居場所の確保

「江東区放課後こどもプラン(平成31年3月策定)」に基づき、放課後児童クラブと放課後こども教室の連携・一体型事業「江東きっずクラブ」の質的向上、効果的・効率的な仕組みづくりを推進します。また、児童館においては、放課後の居場所づくりの役割を担うとともに、0歳から18歳までの切れ目のない支援を目指し、他の子育て関連施設等と連携しながらこどもの育ちの支援に取り組みます。

■主な事業■

放課後こどもプラン事業、児童館管理運営事業

2. こどもの安全を確保する地域環境の創出

こども110番の家事業を実施し、地域住民や事業者など地域ぐるみでこどもたちを犯罪から守る事業を推進します。また、登下校時の地域住民等による見守りを行うことで、通学路における児童の安全の確保に努めます。

■主な事業■

こども110番の家事業、児童交通安全事業

関連する個別計画

放課後こどもプラン、江東区きっずクラブ条例、江東区学童クラブ条例 など

※江東きっずクラブ…江東区の放課後事業の総称。学童クラブ登録と放課後こども教室登録があり、全小学校・義務教育学校前期課程において開設。また江東きっずクラブ（学童クラブ登録）については、需要を満たすため小学校外の施設でも実施。

【】 未来を担うこどもを育むまち

- こどもの未来を育む地域社会づくり

9 青少年の健全育成の推進

目指す姿

家庭、学校、青少年関係団体及び行政等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、青少年の健全育成に向けて地域全体で取り組む社会が実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
地域全体で青少年の育成に取り組んでいると思う区民の割合	地域全体で青少年の育成に取り組んでいると思う区民の割合	**	**
青少年交流プラザの利用者数（人）	青少年交流プラザの団体利用者数・ロビー利用者数（年間） 青少年交流プラザの団体利用者数・ロビー利用者数（年間）	**	**
青少年交流プラザの利用者満足度（%）	青少年交流プラザを利用し「満足」「概ね満足」と回答した団体・ロビー利用者の割合	**	**
青少年育成指導者養成講習会への参加者数	地域子ども会等のリーダーとなるこどもの養成及び子ども会の世話役となる成人指導者のための講習会への参加者数	**	**
地域との連携により実施した青少年健全育成事業数	青少年の健全育成のために、地域との連携により実施した青少年健全育成事業の実施数	**	**

現状と課題

- ・江東区では、これまで青少年の健全育成のため、関係機関・団体との連携強化、ネットワークづくりやリーダー養成等に取り組んできました。また、青少年期の悩みに対応する相談事業を実施し、社会的に困難を抱える青少年の支援に取り組んできました。
- ・平成22年4月施行の「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」が平成28年2月に策定され、「全ての子供・若者の健やかな育成」「困難を有する子供・若者やその家族の支援」等の5つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としています。
- ・地域におけるつながりの希薄化が懸念され、地域住民、NPO等が子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要です。
- ・青少年指導者の養成にあたっては、地域活動に貢献する指導者として活発に活動していく人材の育成を念頭に、区民ニーズの把握、内容・PR手法等を精査の上、事業を実施していく必要があります。また、青少年の自主的活動の拠点となる居場所づくりも求められています。
- ・社会的に困難を抱える若者への支援として、相談事業等の定着・充実に努める必要があります。また、困難を抱えた子供・若者に対しては、個々の状況に応じたきめ細かな支援が必要であり、生まれ育った環境などによって、子供や若者の未来が左右されることのないよう、関係機関の連携が強く求められています。
- ・常に変化する情報通信環境は、子供・若者の成長に負の影響も及ぼすことから、違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要です。

取組方針

1. 青少年が活動できる場の提供

青少年交流プラザをはじめとする社会教育施設等を活用し、青少年の自主的な学習・活動の支援など多様な活動の場を提供することで、家庭や学校に続く第三の居場所としての役割を充実させます。

■主な事業■

青少年交流プラザ管理運営事業

2. 青少年健全育成の担い手の養成・確保

青少年の主体性や社会性を育むとともに、子ども会等、こどもの集団の中心となるリーダーを養成します。また、青少年が家庭や学校とは異なる対人関係の中で豊かな人間性を育むことができるよう、青少年関係団体の支援に努めます。

■主な事業■

青少年指導者講習会事業、青少年指導者海外派遣事業、少年の自然生活体験事業、青少年団体育成事業

3. 健全育成機関・団体との連携強化

薬物・非行問題や有害環境への対応等、各関係機関・団体と相互の連携・協力を強化し、実効性のある青少年の健全育成の取り組みを進めます。また、社会的に困難を抱える青少年やその家族に対し、さまざまな機関が連携するネットワークを構築し、重層的な支援を行います。

■主な事業■

青少年問題協議会運営事業、青少年対策地区委員会活動事業、青少年委員活動事業、青少年相談事業

関連する個別計画

【】 区民の力で築く元気に輝くまち

- 健全で活力ある地域産業の育成

10 区内産業・商店街の振興

目指す姿

区内中小企業では、多様な人材がやりがいを持って生き生きと働いており、技術力や競争力を培うことで区内の産業が活性化しています。また、特色あるまちづくりの中心となる魅力ある商店街が形成されています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
区内の産業が活発であると思う区民の割合	区内の産業が「活発であると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の割合	**	**
各種助成事業における助成件数	区内中小企業の支援を目的とした各種助成事業による助成件数	**	**
こうとう若者・女性しごとセンターの利用者で就職が決定した人数	こうとう若者・女性しごとセンターの登録者で就職先が決定した人数	**	**
創業支援資金の融資申込みをした事業者数	区内の創業者のうち、創業支援資金の融資申込みをした事業者数	**	**
魅力ある商店街やお店が区内にあると思う区民の割合	魅力ある商店街やお店が「身近にあると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の割合	**	**

現状と課題

- ・江東区では、制度融資や経営相談などを通じて中小企業の競争力の強化や区内での創業支援を進めるとともに、優れたものづくり企業を認定する江東ブランド事業を通じて、区内企業の積極的なPRを行ってきました。また、魅力ある商店街の形成に向け、個店の魅力を発信する情報誌「ことみせ」の発行のほか、イベント事業への補助や空き店舗の活用支援、多言語表記の促進などを行ってきました。
- ・国は、「新しい経済政策パッケージ」を策定し、生産性革命として人手不足に悩む中小・小規模事業者も含め、企業による設備や人材への投資を力強く促進することとしています。
- ・区内産業の活力を高めるため、中小企業が優れた経営力・競争力・技術力を備え、また人材不足を解消するよう、多様な支援策が求められています。また、既存の事業所をより発展させるとともに、区内での創業を促進する多様・多角的な支援が必要です。
- ・商店街は身近な商品やサービスの提供するだけでなく、まちの活気を作りだし、地域コミュニティの核としての役割を担うことが期待されています。一方で、商店街の衰退が全国的な課題となっており、本区でも大規模小売店舗の進出や後継者不足、消費行動の多様化など社会経済状況の変化を背景に、廃業や空き店舗が増加しています。
- ・各商店の商店街組織への加入促進等で商店街組織の安定化を図るとともに、魅力ある個店の挑戦を促す支援を展開することで、商店街や地域一帯の活性化につなげる必要があります。

取組方針

1. 経営力・競争力の強化

急速に変化する社会経済情勢に対応できるよう、経営相談や産業情報の提供を行うとともに、地域も
のづくり企業のブランディング、制度融資や各種補助金交付を通じて、区内中小企業の経営基盤の強
化や販路の拡大、ITなどの先進技術を活用した事業の生産性向上を支援します。

■主な事業■

中小企業融資事業、経営相談事業、新製品・新技術開発支援事業、販路開拓支援事業、江東ブランド推進事業

2. 人材の確保・育成

人材不足・後継者不足に対応できるよう、職業のマッチング等による人材確保の支援や、関係機関と
の連携により企業の事業承継を支援します。また、多様な働き方が可能な職場環境の整備を支援し、
人材の育成や定着率の向上を図ります。

■主な事業■

中小企業雇用支援事業、産業表彰事業

3. 創業への支援

制度融資、相談、セミナー、助成など、きめ細かい創業支援を実施し、区内での創業を促進します。

■主な事業■

創業支援資金融資事業、創業支援事業

4. 商店街の振興

商店街が主体となって実施する環境整備やイベント等の販売促進、地域団体との協働事業について支
援を行うほか、若手の育成や、それぞれの特性やニーズに対応した商店街づくりを支援し、地域住民
はもとより国内外からの来街者も楽しんで快適に買物ができる商店街を目指します。また、個店の魅
力も積極的に発信していきます。

■主な事業■

商店街活性化総合支援事業、商店街イベント補助事業、江東お店の魅力発掘発信事業、魅力ある商店街創出事業

関連する個別計画

【】 区民の力で築く元気に輝くまち

- 個性を尊重し、活かしあう地域社会づくり

11 地域コミュニティの活性化

目指す姿

地域のつながりが深まり、世代や国籍を問わない誰もが参加しやすい魅力的な活動が充実する、明るく住みよい地域社会が実現されています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
この1年間に地域活動に参加した区民の割合	住みよい地域とするために、町会・自治会、NPO、ボランティアなどのコミュニティ活動に「よく参加している」「ときどき参加している」と回答した区民の割合	**	**
町会・自治会加入世帯数	毎年3月1日現在の町会・自治会の加入世帯数	**	**
気軽に利用できる地域活動施設があると思う区民の割合	「気軽に利用できる地域活動施設があると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の割合	**	**
地域イベントへの参加者数(区民まつり中央まつり、各地区まつり、江東花火大会、国際交流のつどい)	世代や国籍、地域を超えた交流の場となるイベント(区民まつり、江東花火大会、国際交流のつどい)への参加人数	**	**

現状と課題

- ・江東区では、町会・自治会への活動支援を通じてコミュニティの活性化を図るほか、地区集会所などの計画的な改修を行い、コミュニティ活動の場の提供も行ってきました。また、区民まつりや国際交流イベントなどを通じて、地域や国籍を超えた交流の促進も図ってきました。
- ・全国で地域コミュニティが衰退しており、国の調査によると、その衰退を促す事象として「昼間に地域にいないことによるかかわりの希薄化」、「コミュニティ活動のきっかけとなるこどもの減少」、「住民の頻繁な入れ替わりによる地域への愛着・帰属意識の低下」等が挙げられています。
- ・本区では、単独世帯が増加し続け、平均世帯人数は減少し続けると見られます。また外国人人口は増えていくと考えられます。
- ・今後、円滑なコミュニティを形成していく上で新たに転入した住民と以前から住んでいる住民及び新たに転入した住民同士の融合は必須の課題です。
- ・住民同士の交流を促すため、地域コミュニティが開催するイベント活動への支援の行い、さらに国際交流イベント等を通じて、外国人と地域住民が交流しやすい環境を整備する必要があります。また、コミュニティ活動の活性化のため、誰もが参加しやすい環境の整備、活動情報の発信支援も求められます。

取組方針

1. コミュニティ活動への参加の促進

町会・自治会等の主体性を尊重しながら、自主的な地域活動を推進していくための支援を行います。また、各コミュニティ活動に関する情報の発信・共有を図り、より多くの区民がコミュニティ活動に関心を持ち、気軽に参加できるようにします。

■主な事業■

町会自治会活動事業、コミュニティ活動支援事業、コミュニティ活動情報発信事業

2. コミュニティ活動を支える環境整備

コミュニティ活動の拠点となる地区集会所や区民館等公的施設の適切な維持管理を行うとともに計画的な改修を実施し、区民が集い、安心して活動できる場を確保します。また、町会・自治会会館の整備・改修費用の助成を行うことで、施設の利便性と安全性を高め、地域活動の活性化を図ります。

■主な事業■

地区集会所改修事業、地区集会所管理運営事業、区民館管理運営事業、町会自治会会館建設助成事業

3. 世代、国籍を超えた交流の促進

区民まつりをはじめとした地域イベントを様々な工夫を凝らし、継続的に開催することで、多世代住民の交流、地域を超えた交流の場を提供します。また、外国人と地域住民との文化の相互理解が得られるよう、関係団体と連携した国際交流イベント等を実施するとともに、外国人居住者への対応などを進め、多文化共生社会を目指します。

■主な事業■

姉妹都市・区内在住外国人交流事業、区民まつり事業、江東花火大会事業

関連する個別計画

【】 区民の力で築く元気に輝くまち

- 個性を尊重し、活かしあう地域社会づくり

12 一人ひとりが尊重される社会の実現

目指す姿

全ての区民がお互いの人権を尊重し、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
「江東区は区民一人ひとりの人権が尊重されているまちだ」と思う区民の割合	「江東区は区民一人ひとりの人権が尊重されているまちだと思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた区民の割合	**	**
「人権を身近なこととして意識している」と答えた区民の割合	日常生活において「人権を身近ことと意識している」と答えた区民の割合	**	**
「社会全体のあらゆる分野で男女が平等だ」と思う区民の割合	職場、家庭生活、学校、地域社会、政治の場等のあらゆる場面において「男女が平等である」と回答した区民の割合	**	**

現状と課題

- ・江東区では、人権相談や人権学習講座の実施のほか、男女共同参画社会の推進を図るための講座やDV、家庭問題等女性のなやみ相談を実施するなど、人権や男女共同参画社会に関する意識啓発、相談体制の確立等に取り組んできました。
- ・内閣府の「人権擁護に関する世論調査」（平成 29 年実施）で、基本的人権が憲法で保障されていることを 2 割近くの者が「知らない」と答えており、周知度がいまだ十分とはいえない状況です。
- ・世界経済フォーラムが毎年公表する世界各国における男女間の格差を測るジェンダー・ギャップ指数※の日本の順位は下位にあり、特に政治参画・経済参画において男女間格差が大きい状況にあります。
- ・平成 29 年度に全国の配偶者暴力支援センターに寄せられた相談件数は、10 万 6,110 件で、4 年連続 10 万件を超える高水準で推移しています。
- ・今もなお人権問題は存在しているため、人権尊重の理念が広く社会に浸透するための施策を推進していく必要があります。
- ・男女共同参画行動計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、積極的な取り組みが必要です。
- ・ワークライフバランス推進のため区民への意識啓発と区内企業・事業主に対して積極的な取り組みの働きかけを進めていく必要があります。
- ・DV の未然防止と被害者への対応が引き続き求められています。また、相談内容は多様化しており、関係機関や警察署等との緊密な連携により対応する必要があります。

取組方針

1. 人権の尊重意識の醸成

年齢、性別、国籍、障害の有無等によるあらゆる偏見や差別をなくし、多様性を認め合い、全ての人が尊重される社会を実現するため、着実かつ継続的な人権啓発等の取り組みを実施します。

■主な事業■

人権学習事業、人権推進事業

2. 男女共同参画社会の実現

性別による固定的役割分担意識が解消され、性別に関わらず全ての区民があらゆる分野で活躍するとともに、家庭、個人の生活を充実していけるよう啓発活動や支援を行います。また、仕事と生活のあり方を考え直すワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、区民と区内事業所等に対し情報提供や学習講座を開催し啓発をすすめていきます。さらに配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護のため、被害者等に対する相談事業を実施します。

■主な事業■

男女共同参画啓発事業、男女共同参画学習事業、男女共同参画審議会運営事業、ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業、男女共同参画相談事業

関連する個別計画

男女共同参画行動計画 など

※ジェンダーギャップ指数…経済、教育、政治、保健の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示す。平成30年の日本の値は0.662で149か国のうち110位。

【】 区民の力で築く元気に輝くまち

- 個性を尊重し、活かす地域社会づくり

13 生涯にわたり学習できる環境の充実

目指す姿

区民が主体的に生涯学習に取り組み、習得した成果を地域に活かせる環境が整備されています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
趣味や学習などに取り組んでいる区民の割合	学習講座や地域の集まりなどで、趣味（茶道・生け花・囲碁・将棋など）、教養（英会話など）、芸術、文化、スポーツ活動や教室などに「よく参加している」「ときどき参加している」と回答した区民の割合	**	**
文化センター等の施設の利用人数	文化センター等区内 1 2 施設における施設利用者数（年間）	**	**
図書館資料貸出数（年間）	図書館資料の貸出数（年間）	**	**
図書館来館者数（年間）	図書館の来館者数（年間）	**	**

現状と課題

- ・江東区では、生涯学習の継続的な活動への支援とともに、区民企画講座の充実等により、区民自らが蓄積した知識を地域に還元できる環境づくりを進めてきました。また、出張おはなし会など子どもたちの本に親しむ機会の提供のほか、自動貸出返却機の導入など図書館の利便性に向上を図ってきました。
- ・近年、人々の学習需要が高まる一方で、学習内容が多様化・高度化するのに伴い、生涯学習社会^{*1} 実現への期待はますます高まっています。
- ・社会の変化の激しい時代においては、学校を卒業し、社会人となった後も、更に学びを重ね、新たな知識や技能、教養を身に付けることも重要となっています。国では、平成 29 年 9 月に設置した「人生 100 年時代構想会議」において、「何歳になっても学び直しができるリカレント教育^{*2}」を主要テーマの一つとして取り上げ、その推進に向け検討しています。
- ・情報発信力を強化し、地域とのつながりが得られにくい区民へのアプローチに努めるとともに、生涯学習への参加や学習成果を地域に還元する場をさらに創出する必要があります。
- ・区民の学習支援に関し、既存の学習グループの高齢化による活力の減退が懸念される一方、新たに退職を迎える世代の力を地域に活かすための仕組みづくりに取り組む必要があります。
- ・文化センターの利便性向上や地域情報拠点としての図書館機能の強化など、誰もが参加しやすい生涯学習の整備が必要とされています。
- ・図書館の利用者は増加し、そのニーズは多様化、高度化していることから、一層のサービス向上が必要です。

取組方針

1. 生涯学習の機会の提供

生涯学習施設の充実を図るとともに、誰もが参加できる多様な学習の機会を提供し、さらに区内大学、NPO、民間団体との連携も推進していきます。また、生涯学習団体等の継続的な活動に対する支援を充実させるとともに、区民が学習、習得した成果を地域に活かす仕組みづくりに取り組みます。

■主な事業■

生涯学習情報提供事業、地域文化施設管理運営事業

2. 図書館サービスの充実

利用者のニーズや地域特性を踏まえた図書館サービスの向上に取り組み、地域情報拠点としての図書館機能の強化を図ります。また、こどもたちが本の魅力や読書の楽しさに触れるきっかけづくりのため、こどもの成長段階に合わせた働きかけを継続的に取り組みます。

■主な事業■

図書館管理運営事業、図書館読書活動推進事業

関連する個別計画

※1 生涯学習社会…人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会

※2 リカレント教育…社会に出た者（社会人）が教育機関に入り直して改めて教育を受けるということ、および、そうした活動を支援する制度や取り組み、考え方のこと。

【】 区民の力で築く元気に輝くまち

- 個性を尊重し、活かしあう地域社会づくり

14 スポーツを楽しめる環境の充実

目指す姿

こどもから高齢者まで世代や障害の有無を問わず、身近にスポーツを楽しめる機会と環境が確保され、誰もが生き生きと暮らせる地域社会が形成されています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
週1回以上運動・スポーツを行う区民の割合	「週1回以上運動・スポーツを行っている」と回答した区民の割合	**	**
体育協会加盟団体・社会教育関係団体の登録団体数	体育協会加盟団体及び社会教育関係団体（スポーツ）の登録団体数	**	**
区立スポーツ施設の利用者数	屋内スポーツ施設及び屋外スポーツ施設の年間利用者数	**	**

現状と課題

- ・江東区では、各種体育・地域団体や民間企業、教育機関と連携し、地域のスポーツ活動の活性化を推進してきたほか、屋内・屋外スポーツ施設の計画的な改修を行い、利便性の向上を図ってきました。
- ・国の調査では、成人の週1回以上のスポーツ実施率は50%程度となっています。国はスポーツ基本計画を策定し、年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境の整備を進めています。
- ・障害者がスポーツに親しめる環境整備と障害者スポーツへの理解促進が求められています。
- ・東京都は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて価値あるレガシーを残していくための取組を進めており、複数の競技が行われる本区においても、未来に継続していく取組が必要です。
- ・ライフステージに応じたスポーツ環境の創出、関係各主体との連携等を通じて、区民にスポーツをより身近に感じてもらい、またオリンピック・パラリンピック終了後も誇りを持てるスポーツ環境を残していく必要があります。
- ・こどもや高齢者のほか、働き盛り世代が地域の中でスポーツ・運動を楽しめる場所・機会の確保が求められています。

取組方針

1. 区民のスポーツ活動の促進

こどもから高齢者まで世代や障害の有無を問わず、区民が主体的にスポーツに取り組み、継続して活動できるよう、スポーツに親しむきっかけづくりやスポーツ団体の育成、相互交流等の支援を充実させます。また、関係団体が蓄積した知識・技能・経験を活かし、区民のスポーツ活動の促進に取り組みます。

■主な事業■

区民スポーツ普及振興事業、スポーツ推進委員活動事業、江東シーサイドマラソン事業

2. スポーツのしやすい環境の整備

区立スポーツ施設や設備の充実、利便性の向上を図り、誰もがスポーツに取り組み楽しむことができる環境を整備します。また、オリンピック・パラリンピックのレガシーを大会終了後に活用し、区民のスポーツ活動の拡大を図ります。

■主な事業■

スポーツ施設管理運営事業、少年運動広場維持管理事業

関連する個別計画

江東区スポーツ推進計画

【】 施策ページ構成（案）

【】 区民の力で築く元気に輝くまち

● 地域文化の活用と観光振興

15 文化・歴史の継承と観光振興

目指す姿

歴史や伝統・芸術文化などが次世代に継承されるとともに、身近に親しめる機会が確保されています。また、情報発信を強化するとともに、魅力的な観光資源を発掘・開発することで、区内外から多くの観光客が訪れるまちが実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
江東区が文化的なまち だと思う区民の割合	「文化的なまちだと思う」、「やや思う」と回答した区民の割合	**	**
伝統文化公開事業の延 べ参加者数	伝統文化公開事業（旧大石家住宅、夏休み職人の技体験、江東区伝統工芸展、受け継がれる匠の技、新春民俗芸能の集い）への参加者数	**	**
江東区文化施設におけ る発表活動の実施件数	各施設における個人・団体の文化芸術活動の発表件数及び区内文化芸術団体の出前公演（アウトリーチ）実績数	**	**
魅力的な観光資源があ ると思う区民の割合	「魅力的な観光資源（名所、寺社仏閣、文化財、文化施設、商業施設など）があると思う」と回答した区民の割合	**	**

現状と課題

・江東区では、「江東区文化プログラム基本指針」に基づき、歴史文化資産の保護や民俗芸能などの伝統文化の継承に努めてきたほか、芸術文化に関する公演などを実施し、文化振興の底上げを図ってきました。また、本区は多様な観光資源に恵まれており、観光情報の発信や観光ガイドの育成等を通じて、観光施策を推進してきました。

・文化活動は、すべての区民が真にゆとりとるおいを実感できる豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、地域経済において新たな需要や付加価値の創造にも影響を与えています。一方で、民俗芸能や伝統工芸分野では、後継（継承）者の育成が喫緊の課題となっています。

・わが国は人口減少や少子高齢化の進展が予想され、国内旅行市場は大幅な伸びが期待できない一方で、訪日外国人旅行者は増加を続けており、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催後も、訪日外国人旅行者に対する市場は拡大していくと考えられます。

・本区の強みを生かした、質の高い芸術文化の価値や取り組みの意義について、区民へのPRに努めるとともに区内外への情報発信を更に強めるほか、芸術文化に触れる・参加する機会を提供し、芸術文化の創造や次世代への育成に繋げていくことが必要です。

・今後、観光客の総合的な受け入れ態勢の整備や一体的な情報発信の強化など、観光事業に対する戦略的、体系的な施策の推進が求められています。観光振興による地域経済の活性化には、観光拠点や観光施設、商店街などの物的資源や文化観光ガイドなどの人的資源を有効活用した施策の展開が必要です。

取組方針

1. 伝統文化の保存と継承

文化財保護推進協力員と協働し伝統文化や文化財を保護するとともに、講習会・講演会の開催や小中学校との連携などにより、伝統文化の継承に取り組みます。また、伝統文化保存団体の活動の支援と、伝統文化を披露する場の充実により、区民が伝統文化に親しめる環境を整備します。

■ 主な事業 ■

文化財保護事業、文化財公開事業

2. 芸術・文化活動の支援

芸術文化団体の活動を支援するとともに、地域の文化センターやティアラこうとうなどを活用し区民ニーズに合った芸術文化事業を企画、誘致します。また、プロによるアマチュア指導の機会を設けるなど、次世代の芸術の担い手を育成していくとともに区民が芸術文化活動に親しめるさまざまな取り組みを行います。

■ 主な事業 ■

地域文化施設管理運営事業、江東公会堂管理運営事業

3. 地域資源を活用した観光振興

水辺、スポーツ、食、アート、人といった本区の持つ魅力を活かしながら、官民連携のもと、新たな観光資源の開発にも取り組みます。また、本区の観光資源を様々な媒体等を活用して国内外に広く発信し、誘客を図ります。さらに、豊洲市場や千客万来施設、オリンピック・パラリンピックのレガシーなど新たな観光資源との連携や、観光人材の養成・活用により、国内外の観光客に対するおもてなしの強化を図るとともに、近隣自治体等と連携した効率的・効果的な観光振興を進めます。

■ 主な事業 ■

観光 PR 事業、観光シャトルバス運行事業、江東区観光協会運営補助事業、観光イベント事業

関連する個別計画

江東区観光推進プラン

【】ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

- 健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実

16 母子保健の充実

目指す姿

妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない出産・子育て支援が行われ、妊産婦とその家族が安心して健やかに生活できる地域社会が実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
健診、相談支援等の母子保健サービスが充実していると思う乳幼児の保護者の割合	母子保健サービスが「充実している」と回答した乳幼児の保護者の割合	**	**
新生児・産婦訪問指導実施率	新生児・産婦訪問の対象者数に対する訪問者数の割合	**	**
乳児（4か月児）健康診査受診率	乳児（4か月児）健診の対象者数に対する受診者数の割合	**	**

現状と課題

- ・江東区では、平成28年度から保健相談所を「母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）」として位置づけ、専門職による妊婦への面接や医療機関等で産後ケアを開始するなど、妊娠期からの母子支援を充実してきました。
- ・核家族化や地域のつながりの希薄化による孤立した子育てへの対応が課題となっており、子育て支援や虐待予防の観点からも、妊娠期から乳幼児期にわたる母子保健施策の更なる充実が必要です。
- ・出産時の母親の平均年齢は上昇傾向にあり、産後の育児支援について一層の充実が求められています。
- ・新生児・産婦訪問指導は、新生児の健やかな発育や産婦の子育てを支援するとともに、産後うつが発見や児童虐待の早期発見においても、果たす役割が大きくなっています。
- ・乳幼児健診や相談は疾病や障害の早期発見に重要ですが、育児支援や児童虐待の早期発見の場としても、その意義が大きくなってきています。

取組方針

1. 妊娠・出産・子育て等に関する不安の軽減

妊娠期から、産前産後の体調、出産、子育て等に関する不安をいつでも相談できる体制を確立し、子育て家庭の不安の軽減を図ります。また、各家庭のニーズに応じた支援を切れ目なく行なうことにより、安心して子育てできる環境を整えます。

■主な事業■

妊娠出産支援事業、両親学級事業、新生児・産婦訪問指導事業、心の発達相談事業

2. 健康診査と相談機会の充実

妊婦や乳幼児が適切な時期に必要な健診や相談を受けられるよう受診勧奨を徹底し、疾病や障害の早期発見、早期支援を行っていく体制を整えます。また、子育て家庭の健康の保持増進のため、関係機関とも連携し、継続した支援体制を構築します。

■主な事業■

乳児健康診査事業、一歳六か月児健康診査事業、三歳児健康診査事業、妊婦健康診査事業

関連する個別計画

江東区健康増進計画、江東区こども子育て支援事業計画 など

【】ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

- 健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実

17 健康づくりの推進と保健・医療体制の充実

目指す姿

区民が正しい知識と情報を得て、自ら健康づくりに取り組める環境が整備されています。病気になっても、住みなれた地域で、安心して暮らし続けられるよう、必要な保健・医療サービスが受けられる体制が整っています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
自分は健康だと思う区民の割合	「自分は健康であると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の割合	**	**
65歳健康寿命	65歳の方が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢の平均	**	**
この1年間に健(検)診を受けた区民の割合	健康診断の受診場所の問いに対し「健康診断は受けていない」と回答した区民を除く割合	**	**
かかりつけ医を持つ区民の割合	身近に安心して受診できる医療機関が「あると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の割合	**	**

現状と課題

- ・江東区では、「健康増進計画」「がん対策推進計画」及び「食育推進計画」に基づき、区民の健康づくりに取り組んでいます。
- ・平成26年には昭和大学江東豊洲病院が開設され、災害、救急及び周産期の対応や地域の診療所等との連携強化が進められました。
- ・平均寿命が世界有数の水準となる中、高齢期まで生き生きと暮らすため、健康寿命の延伸が重要です。
- ・江東区の平成28年の健康寿命（65歳健康寿命）は、男女ともに東京都の平均年齢より低く、男性は23区中16位、女性は23区中13位となっています。
- ・国は、「地域における医療・介護の総合的な確保を推進するための基本的な方針」を定め、自治体に在宅医療連携の推進を求めています。
- ・健康への関心は高まる一方、意識と行動に乖離があるため、効果的な情報発信や、きめ細かい支援を推進する必要があります。
- ・こころの健康の重要性について普及啓発に取り組み、こころの健康を維持・増進させるとともに、自殺予防も推進する必要があります。
- ・地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたっては、多職種連携等、在宅療養を円滑に行える体制づくりを進める必要があります。

取組方針

1. 健康教育、健康相談等の充実

健康寿命の延伸を図るために、ライフステージに応じた健康づくりを推進し、生活習慣病の発症予防や重症化予防、がん対策を含めた健康づくりの普及啓発や相談支援体制を整備します。また、こころの健康づくりに関する取り組みを充実させるとともに、「江東区自殺対策計画」に基づき、関係機関と連携して自殺対策を推進します。

■主な事業■

健康増進事業、がん対策推進事業、精神保健相談事業、自殺総合対策・メンタルヘルス事業

2. 疾病の早期発見・早期治療

区民が自らの健康状態を定期的に把握できるよう、各種がん検診及び健康診査の普及啓発を推進し、受診率の向上に努めます。また、各種検診データを活用した効果的な検（健）診実施体制の充実を図り、疾病の早期発見・早期治療につながるよう支援します。

■主な事業■

がん検診事業、健康診査事業

3. 保健・医療体制の充実と連携の促進

区民が良質で適切な医療を受けられるよう、医療に関する体制整備と情報提供を推進するため、医療機関等との連携を強化していきます。また、在宅医療に関するニーズに応えるため、医療機関及び介護事業者等との在宅医療連携体制の充実を図り、相談窓口や支援体制の情報提供と在宅医療についての普及啓発をします。

■主な事業■

土曜・休日医科診療・調剤事業、在宅医療連携推進事業、医療相談窓口事業

関連する個別計画

江東区健康増進計画、江東区自殺対策計画 など

【】ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

- 健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実

18 感染症対策と生活衛生の確保

目指す姿

区民の生命や健康を脅かす健康危機に対し、関係機関と連携した迅速かつ適切な対応により感染症の発生・拡大が防止されています。また、生活衛生の確保が図られ、区民が快適で安全・安心に暮らせる環境が実現されています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
「手洗い」「咳エチケット」などなんらかの感染症対策を実施している区民の割合	「手洗い・咳エチケット」すべてについて「行っている」と回答した区民の割合	**	**
結核罹患率（人口10万人当たり）	保健所に新たに報告された結核患者数の、人口10万人に対する人数	**	**
食品検査における指導基準等不適率	区内の食品営業施設（飲食店、菓子製造業等）から収去した食品等において、東京都指導基準等に違反する検体数が占める割合	**	**

現状と課題

- ・新型インフルエンザ等感染症の国内への侵入など様々な健康危機の可能性があります。江東区では、平成26年に「江東区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、未知の感染症発生時の対策について体制の強化に取り組んできています。
- ・食品関係営業施設等への事前指導・監視指導を徹底し、指導基準等不適率を低水準にとどめるなど、生活環境衛生の確保に取り組んでいます。
- ・結核やO157をはじめとする腸管出血性大腸菌感染症、乳幼児や高齢者施設等でのノロウイルス集団感染など、その他の感染症についても、まん延を防止することが重要となっています。
- ・国は、平成30年に食品衛生法の一部を改正し、原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCP※に沿った衛生管理の実施を求めています。
- ・乳幼児を対象とした定期予防接種の確実な実施が必要です。
- ・結核の罹患率は依然高水準であり、有症状受診の徹底や医療機関での確実な診断が必要です。
- ・「食の安全・安心」について区民の関心は高く、飲食店や販売店等へ適正な対応が求められています。
- ・食品の事故などによる健康被害を未然に防止するため、区民への正確な情報の提供と施設への監視指導の徹底が求められています。
- ・外国人観光客数の増加に伴って増える宿泊施設等へ、的確な対応が求められています。

取組方針

1. 感染症対策の充実

新型インフルエンザ等、海外からの未知の感染症の流入による健康危機に対応するため、関係機関と連携した訓練を実施する等、発生時の対応に万全を期します。また、定期予防接種の確実な実施により、感染症のまん延を予防するとともに、既知の感染症予防に関する普及・啓発活動を強化します。

■主な事業■

感染症対策事業、予防接種事業、結核健診事業

2. 生活衛生の確保

飲食店や販売店などの食品等事業者に、HACCPに沿った衛生管理の導入に向けた個別相談や技術的支援を実施するとともに、監視指導を徹底して食の安全を確保します。また、宿泊施設などの環境衛生営業施設に対しても監視指導を徹底します。さらに、感染症や食中毒に対する予防とその被害の拡大防止のため、区民へ知識の普及や情報提供を行います。

■主な事業■

食品衛生監視指導事業、環境衛生監視指導事業、食中毒対策事業

関連する個別計画

江東区新型インフルエンザ等対策行動計画、食品衛生監視指導計画 など

※HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）とは…原材料の入荷から製品の出荷までの全工程の中で、食中毒菌汚染や異物混入等の危害を低減等させるための工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法

【】ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

- 誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進

19 高齢者福祉の推進

目指す姿

医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保され、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく自立して生活できる環境が整っています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
生きがいや幸せを感じている高齢者の割合	「生きがいや幸せを感じる生活を送ることができていると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した高齢者の割合	**	**
高齢者施設（福社会館、ふれあいセンター、グランチャ東雲）の利用者数	福社会館、ふれあいセンター、グランチャ東雲の利用者数	**	**
地域包括支援センター（長寿サポートセンター）を知っている区民の割合	地域包括支援センター（長寿サポートセンター）を「知っている」と回答した区民の割合	**	**
入所・居住型の介護施設の定員数	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、介護専用型ケアハウスの総定員数	**	**

現状と課題

・江東区では、地域の老人クラブを支援するとともに、江東区社会福祉協議会など関係機関との協働により、高齢者の生きがいづくりや能力活用に取り組んできました。また、地域包括支援センター（長寿サポートセンター）を、日常生活圏域ごとに区内21か所に整備し、相談体制の強化を図るとともに、特別養護老人ホームを始めとした施設整備を進めてきました。

・国は、団塊の世代が75歳以上となる【新元号】7年を目途に、重度の介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

・今後、高齢化率は、すべての都道府県で上昇し、【新元号】27年には、最も高い自治体では約5割、最も低い東京都でも、約3割に達すると見込まれています。

・「人生100年時代」において住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者の生活に即した居場所作りや就業の場の確保が求められています。

・ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢者の自立生活を支援するとともに、要介護状態の予防や重度化防止に積極的に取り組む必要があります。

・特別養護老人ホームは、区内に15か所整備が完了していますが、平成30年11月末現在で入所待機者が1,390人となっています。

取組方針

1. 高齢者の生きがいづくりと活躍の促進

老人クラブや高齢者施設、社会福祉協議会などの活動を支援し、住み慣れた地域で生きがいのある生活づくりを後押しします。また、シルバー人材センターの運営支援により就業機会を提供し、高齢者が活躍できる機会を創出します。

■主な事業■

老人クラブ支援事業、老人福祉センター管理運営事業、福祉会館管理運営事業、社会福祉協議会事業費助成事業、シルバー人材センター管理運営費補助事業

2. 生活支援・介護予防サービスの充実

地域包括支援センターを地域包括ケアシステムの中核的な機関とし、相談体制の強化と介護予防及び認知症予防を推進します。また、日常生活の中で必要となる様々な生活支援サービスの充実を図り、高齢者自身が可能な限り自立しながら生活できるようサポートします。

■主な事業■

介護予防・生活支援サービス事業、高齢者生活支援体制整備事業、地域包括支援センター運営事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域ケア会議推進事業、認知症高齢者支援事業、高齢者住宅設備改修給付事業、高齢者紙おむつ支給事業

3. 高齢者施設の整備・充実

高齢者地域包括ケア計画に基づき、特別養護老人ホームや認知症グループホーム等の整備を推進します。また、老朽化した施設については計画的かつ効率的な改修・改築を実施します。

■主な事業■

特別養護老人ホーム等整備事業、認知症高齢者グループホーム整備事業

関連する個別計画

江東区高齢者地域包括ケア計画 など

【】ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

- 誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進

20 障害者福祉の充実

目指す姿

障害のある人もない人も、共に支えあい、自己の意思決定に基づいて、地域で安心して暮らすことのできる共生社会が実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
障害者が社会参加しやすいまちだと思う区民の割合	障害者が地域活動やイベント等の社会活動に参加しやすい環境が「整っていると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の割合	**	**
区の就労・生活支援センターを通じて一般就労した人数	区の就労・生活支援センター等を通じて一般就労につながった障害者数	**	**
地域での生活を支えるグループホームの定員数	住み慣れた江東区での生活を希望される方のための障害者グループホームの定員数	**	**

現状と課題

- ・江東区では、居住サポート支援等の新たな取組を行うほか、移動支援や意思疎通支援の拡充、就労・定着支援など、障害者一人ひとりが地域で望む生活の実現に向けた支援に取り組んできました。
- ・江東区の障害者数は、増加傾向にあります。また、障害者や介護者の高齢化、障害の重度化も進み、医療の発展により、医療的ケアが必要な方も増加しています。障害がある人もない人も共に支えあい、地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けて、障害福祉サービス等の充実や関係機関で適切に連携する支援体制の強化が求められています。
- ・平成30年4月に法定雇用率が引き上げられ、障害者雇用義務の対象に新たに精神障害者が加わりました。また、【新元号】3年4月までには、法定雇用率がさらに引き上げられることとなっています。
- ・相談支援体制を強化するため、基幹相談支援センターを適正に配置するとともに、地域生活支援拠点等を整備し、住み慣れた地域での生活支援体制を構築する必要があります。
- ・親なき後を見据えて、グループホームの整備等により、障害者の地域移行など居住支援を充実する必要があります。
- ・発達に心配のあるこどもを早期に発見し、こどもやその家族の適切な支援につなげるため、更なる児童発達支援事業所の整備や関係機関との連携など、支援体制を強化する必要があります。
- ・就労・生活支援センターの充実やハローワーク等関係機関との連携強化による、ジョブマッチングや就労定着支援をより一層強化する必要があります。

取組方針

1. 障害者の自立・社会参加の促進

相談支援体制の充実や在宅支援サービス、就労支援を通じて、障害者の地域での自立した生活を実現します。また、手話通訳の派遣による意思疎通支援や移動支援等により社会参加を促進し、障害者の地域での生活の充実を図ります。

■主な事業■

障害者就労・生活支援センター運営事業、移動支援給付事業、心身障害者福祉手当支給事業

2. 障害者施設の整備・充実

利用者ニーズを踏まえて、地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、施設への適切な支援を行い、障害者を地域で支える体制を構築します。また、老朽化した施設については計画的かつ効率的に改修・改築を実施します。

■主な事業■

障害者多機能型入所施設整備事業、障害児（者）通所支援施設管理運営事業、障害者福祉センター管理運営事業

関連する個別計画

江東区障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画 など

【】ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

- 誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進

21 地域福祉と生活支援の充実

目指す姿

誰もが、地域の福祉ネットワークにより、支えあいながら安心して暮らすことができる環境が整っています。また、適切な支援を通して、区民の自立した生活が進んでいます。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
身近に生活の相談をすることができる人がある高齢者の割合	「日々の暮らしの中で、悩みや困り事などを、生活の相談をすることができる相手が身近にいますか？」の問いに対し、「いる」と答えた高齢者の割合	**	**
区が育成した介護人材の人数	介護従事者確保支援事業の参加者、登録者の累計	**	**
江東区権利擁護センター「あんしん江東」における福祉サービス総合相談の件数	福祉サービスの利用相談、権利擁護相談、成年後見制度等に関する相談の件数	**	**
生活保護受給世帯のうち「その他世帯」の就労率	生活保護受給世帯のうち「高齢者・母子・障害者・傷病者世帯」を除く「その他世帯」の就労率	**	**

現状と課題

- ・江東区では、区内介護事業所における福祉人材の確保・定着支援や、権利擁護センター「あんしん江東」を拠点とした、福祉サービス全般の総合相談・支援体制の充実化を推進するとともに、経済的な援助等を必要とする区民に対する相談支援・自立支援に取り組んできました。
- ・国は、団塊の世代がすべて75歳以上になる【新元号】7年度に、介護職員が約34万人不足する恐れがあるとの推計を公表しています。これに対応するため、現在行われている人材確保策に加えて、さらなる処遇改善などを実施するとしています。
- ・国では、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、今後の施策目標を①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和としています。
- ・区内の福祉サービス事業者が、就労先として魅力を増すような支援策が必要となります。また、退職後のシニア層が地域福祉の担い手として活躍できる場をつくることも必要です。
- ・成年後見区長申立件数、権利擁護センター相談件数ともに増加傾向にあるため、相談体制の充実を図るとともに、地域での見守り支援活動を推進する必要があります。
- ・要保護者や生活困窮者に対し、関係機関が連携して自立した生活が送れるような支援体制の充実を図る必要があります。

取組方針

1. 福祉人材の確保・育成

相談・面接会や介護従事職員への研修などを通じ、人材の確保及び育成を支援します。また、シニア世代を含む福祉ボランティアの育成と活用を図ります

■主な事業■

介護従事者確保支援事業、ボランティアセンター運営費助成事業

2. 権利擁護と地域見守りの推進

権利擁護センターを拠点として、福祉サービスの利用援助や金銭管理援助を行うとともに、成年後見制度に関する相談や利用を支援し、権利擁護を推進します。また、ひとり暮らし高齢者等の社会的孤立を防ぐため、地域主体による見守り体制の構築を支援し、住民同士で支え合う活動の促進を図ります。

■主な事業■

権利擁護推進事業、高齢者・障害者虐待防止事業、高齢者地域見守り支援事業、高齢者・心身障害者・精神障害者区長申立支援事業

3. 健康で文化的な生活の保障

区民の最低生活を保障するとともに、生活保護受給者の状況に応じた支援を行い、日常生活、社会生活及び経済生活の自立助長を図ります。また、生活困窮者の自立支援についても、個人の尊厳を尊重しながら、心身の状況等に応じた早期の包括的な支援を実施します。

■主な事業■

生活保護事業、生活困窮者自立相談等支援事業、就労促進事業、生活自立支援事業

関連する個別計画

江東区高齢者地域包括ケア計画、江東区障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画 など

【】 住みよさを実感できる世界に誇れるまち

- 快適な暮らしを支えるまちづくり

22 計画的なまちづくりの推進

目指す姿

地域特性を活かし、安全性、快適性、利便性を備えたまちづくりを推進し、誰もが暮らしやすいまち、美しいまち並みを実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
地域の特色を活かしたまちづくりが進んでいると思う区民の割合	「地域の特色を活かしたまちづくりが進んでいる」について、肯定的な回答をする区民の割合	**	**
地域の維持発展のためのまちづくり活動団体等の組織数	地域の維持・発展に資する活動を行っており、行政手続き等を経たまちづくり団体の数	**	**
江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合	「江東区のまち並みが美しいと思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の割合	**	**
ユニバーサルデザインの理念を理解している区民の割合	ユニバーサルデザインという言葉だけでなく、その基本的な考え方を「理解している」と回答した区民の割合	**	**
だれでもトイレの整備箇所数	区立の公衆便所において、新築または改築によりユニバーサルデザインに対応した箇所の割合	**	**

現状と課題

- ・江東区では、まちづくりの将来像の実現に向け、都市計画マスタープランに沿ったまちづくりを推進するとともに、ユニバーサルデザインへの意識啓発を推進してきました。
- ・都は、「2020年に向けた東京都の取組—大会後のレガシーを見据えて—」を策定し、大会後に価値あるレガシーを残すための取り組みを推進するとしており、本区としても、オリンピック・パラリンピックによるまちづくりの効果を、湾岸エリアだけでなく区内全域に波及させていく必要があります。
- ・本区は当面の間、人口増加と多子高齢化の進展、市街地の拡大や土地利用転換の継続が見込まれます。
- ・江東区には豊かな水辺や歴史ある景観資源が存在し、また、臨海部などに新たな都市空間も生まれており、各々の地域の特色を活かした多様な景観形成が求められています。
- ・ワークショップの開催や小学校へのお出前講座を推進することにより、ユニバーサルデザインの理念の更なる普及が必要です。
- ・江東区やさしいまちづくり施設整備助成制度の活用件数を増やし、民間建物のバリアフリー化を推進する必要があります。

取組方針

1. 計画的な土地利用の誘導

区を取り巻く社会経済情勢や土地利用の変化に的確に対応するため、都市の将来像を定めた都市計画マスタープランに基づく施策を推進します。また、オリンピック・パラリンピックのレガシーを区内全域に展開し、その効果を持続させるまちづくりを推進します。

■主な事業■

都市計画審議会運営事業、都市計画調整事業、都市計画マスタープラン改定事業

2. 区民とともに行うまちづくり

地区の課題や特性を踏まえた、適切な都市施設の配置や地区計画の策定など、区民・事業者と協働し、都市計画手法の活用を推進・誘導することにより、将来都市像の実現を目指します。

また、区民・事業者・地権者等による主体的活動（エリアマネジメント）に対して支援を行い、地域の実情に即したまちづくりを推進します。

■主な事業■

まちづくり推進事業、水彩都市づくり支援事業、環境まちづくり推進事業

3. 魅力ある良好な景観形成

景観計画に基づいて魅力ある景観の形成を促進するため、水辺や緑、歴史的資源などとの調和を図り、より良好なまち並みの創出を誘導します。

■主な事業■

都市景観形成促進事業、屋外広告物許可事業、違反屋外広告物除却事業

4. ユニバーサルデザインの推進

年齢・性別・国籍の違いや、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会を実現するため、区民参加によるワークショップの開催等、意識啓発の取り組みにより心のユニバーサルデザインを推進します。また、公衆便所におけるだれでもトイレの整備や民間建築物のバリアフリー化への支援等、ユニバーサルデザインの考えに基づくハード整備を進めます。

■主な事業■

ユニバーサルデザイン推進事業、ユニバーサルデザイン整備促進事業、だれでもトイレ整備事業

【】 住みよさを実感できる世界に誇れるまち

- 快適な暮らしを支えるまちづくり

23 良好な住宅の形成と住環境の向上

目指す姿

多様なライフスタイルやライフステージに応じて住み続けられる、快適で安心な住まいづくりが広がっており、地域と調和の取れた住環境が実現されています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
住環境に満足している区民の割合	居住している住宅について「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した区民の割合	**	**
お部屋探しサポート事業の協力不動産店舗数	お部屋探しサポート事業に基づき、住宅確保要配慮者に賃貸物件の空き室情報等をご案内できる不動産店舗数	**	**
歩道状空地の整備（延長/面積）	江東区マンション等の建設に関する条例に基づき整備された歩道状空地の接道延長及び面積について、工事完了時点で集計した数値	**	**
高経年分譲マンション管理組合数	東京都の「マンションの適正な管理の促進に関する条例」を踏まえ、昭和58年の区分所有法改正前に竣工した分譲マンションの管理組合数	**	**

現状と課題

- ・江東区では、区営住宅の計画的な修繕により安全な住宅を維持するとともに、マンションの建設指導を通じて良好な住環境の向上を図ってきました。
- ・国は、平成28年3月に住生活基本計画を策定し、若年・子育て世代や高齢者が安心して暮らすことができる住生活の実現を目指しています。また、「マンションの管理の適正化に関する指針」を改定し、高齢化等を背景とした管理組合の担い手不足等の課題に対して、地方自治体に相談体制の充実等を求めています。
- ・都は、平成28年3月にマンションの適正な管理の促進と老朽マンション等の再生の促進を柱とした「良質なマンションストックの形成促進計画」を策定しました。また、平成31年4月に「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」を施行し、行政や管理組合、事業者等の責務・役割の明確化とともに、管理状況に応じた支援等を行うとしました。
- ・既存住宅の適切な維持・管理、大規模修繕や改修の促進、老朽化した住宅の耐震化や建替えなど、住まいの安全・安心の確保に向けた取り組みが急務となっています。
- ・高齢者等の住宅困窮者に対する住宅施策の充実を図るため、江東区居住支援協議会を通じた住宅関連事業者との更なる連携が必要です。
- ・民間マンション等の良好な維持管理や長寿命化と円滑な管理組合の運営が図られるよう、マンション管理組合等に対する支援を着実に推進する必要があります。
- ・区営住宅の建替えを視野に入れた効率的かつ円滑な更新や、バリアフリー化等居住機能の向上が課題となっています。

取組方針

1. 住まいの提供・あっせん

高齢者、障害者、ひとり親世帯をはじめとした住宅困窮者へ住まいを提供するため、公営住宅への入居者募集や民間賃貸住宅への円滑な入居支援を充実させます。また、区営住宅等の計画的な修繕を行うことにより建物の長寿命化を図るとともに、居住機能の向上を目指します。

■主な事業■

区営住宅維持管理事業、お部屋探しサポート事業、区営住宅改修事業

2. 良好な住環境の支援・誘導

多様な世代・世帯が交流できるマンション開発の誘導や歩道状空地の確保など、より良い居住環境を推進します。また、区の居住形態の中心となるマンションの適正な管理を促進するため、啓発・相談事業や支援事業を実施するとともに、計画的な修繕やリフォームを誘導します。

■主な事業■

マンション等建設指導・調整事業、マンション計画修繕調査支援事業、マンション管理支援事業

関連する個別計画

江東区住宅マスタープラン など

【】 住みよさを実感できる世界に誇れるまち

- 快適な暮らしを支えるまちづくり

24 便利で安全な道路・交通網の整備

目指す姿

道路環境の整備、公共交通網の充実、交通安全意識の普及・啓発などが図られ、すべての人にとって利便性・安全性・快適性の視点が取り入れられた交通環境が整備されています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
区内の交通環境に対する区民の満足度	区内の交通網や道路環境等に満足している区民の割合	**	**
無電柱化道路延長（区道）	無電柱化道路（区道）の整備延長	**	**
区内で発生した交通事故件数(自転車)	区内で発生した自転車の関与する交通事故発生件数	**	**
区内で発生した交通事故件数(高齢者)	区内で発生した高齢者の関与する交通事故発生件数	**	**

現状と課題

- ・江東区では、道路・橋梁の長寿命化、道路の無電柱化及び自転車通行空間の整備により、安全・快適な道路空間の確保を推進してきました。また、自転車駐車場の整備及び放置自転車の撤去に取り組み、自転車の放置台数が減少してきています。
- ・全国的に、高度経済成長期以降に集中的に整備した橋梁が、今後急速に高齢化するとともに、災害時における電柱倒壊などの懸念から、防災機能強化が必要とされています。
- ・全国の交通事故件数及び死者数は減少していますが、高齢者の死者数の割合は高く、高齢者の人口当たり死者数は全年齢層の約2倍となっています。
- ・国は、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について（答申）」において、「東京8号線の延伸（豊洲～住吉）」を「国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト」に位置づけています。
- ・橋梁の長寿命化を目的とした計画的な修繕が求められているほか、道路においても無電柱化やバリアフリー化の整備が求められています。
- ・区内の交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、道路等の安全性とともに、区民の安全意識の向上も課題となっています。
- ・コミュニティサイクル利用促進のため、ポートの充実や関係者との調整を図る必要があります。
- ・区の南北を結ぶ交通網の利便性を高めるために、地下鉄8号線（有楽町線）の延伸は必要不可欠であり、早期事業化を目指し、国や東京都、東京メトロ等と具体的な調整を進める必要があります。

取組方針

1. 安全で快適な道路の整備

道路・橋梁の長寿命化及び道路の無電柱化を推進するとともに、バリアフリー化や環境負荷の低減に配慮した安全で快適な道路環境を創出します。また、老朽化した街路灯等の改修を計画的に進めるとともに、道路環境の保全を目的に維持管理を進めます。

■主な事業■

橋梁改修事業、道路改修事業、仙台堀川公園周辺路線無電柱化事業、橋梁維持管理事業、街路灯改修事業

2. 安心を実感できる交通環境の整備

自転車駐車場の整備や放置自転車の撤去、自転車利用環境の充実や、コミュニティサイクルの促進を図ることにより、安全かつ快適な交通環境を確保します。また、子どもから高齢者まで幅広い層に交通安全教育を実施することにより、自転車利用者等のルール、マナーの継続的な普及・啓発を図ります。

■主な事業■

交通安全普及啓発事業、放置自転車対策事業、自転車駐車場管理運営事業、自転車通行空間整備事業、コミュニティサイクル推進事業

3. 公共交通網の充実

区の南北交通の利便性を高めるため、地下鉄 8 号線（豊洲～住吉間）の早期事業化に向け、国や東京都、東京メトロ等と費用負担のあり方や事業主体の選定等について合意形成を進めていきます。また、区民の移動実態やニーズの把握に努め、交通ネットワークの充実を検討します。

■主な事業■

地下鉄 8・11 号線建設促進事業、地下鉄 8 号線建設基金積立金、江東区コミュニティバス運行事業

関連する個別計画

江東区橋梁長寿命化修繕計画、東京 8 号線(豊洲～住吉間)整備計画 など

【】 住みよさを実感できる世界に誇れるまち

- 安全で安心なまちの実現

25 災害に強い都市の形成

目指す姿 地震や火災、洪水や集中豪雨などの各種災害に強いまちが実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
災害に強いまちづくりが進んでいると思う区民の割合	災害に強いまちづくりが進んでいると思うかという問いに対し肯定的な回答をした区民の割合	**	**
耐震化されていない特定緊急輸送道路沿道建築物の棟数	区内の特定緊急輸送道路沿道建築物のうち、耐震性を満たさない建築物の棟数	**	**
北砂三・四・五丁目における公共施設（道路・広場（公園）等）の整備面積	北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針にもとづく防災生活道路（6m以上）の整備面積及び広場（公園）等の整備面積	**	**
江東区洪水ハザードマップを見たことがあり、自宅周辺の状況を理解している区民の割合	江東区洪水ハザードマップを見たことがあり、自宅周辺の状況を『理解している』と回答した区民の割合	**	**
区が備蓄している食料	都の被害想定における区の最大避難所生活者の一日分（3食）帰宅困難者数の一食分を合わせた数	**	**

現状と課題

- ・江東区では、民間建築物の耐震化の促進や防災倉庫の新築等により、災害対策の強化を図ってきました。また、平成30年に「北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針」を策定するなど、不燃化特区推進事業を着実に進めてきました。
- ・江東区を含む荒川流域5区と「江東5区広域避難推進協議会」を立ち上げ、大規模水害時における広域避難の具体化を進めています。
- ・マグニチュード7クラスと推定される首都直下地震は、30年以内に70%程度の確率で発生すると予測されています。
- ・台風や集中豪雨による浸水災害はいつ直面するか予測が難しく、全国で被害が相次いでいます。
- ・江東区は、沖積層という軟弱地盤のいわゆる江東デルタ地帯に位置し、地盤が低く内部河川も多いため、災害に弱い地域とされています。
- ・首都直下地震等で想定される被害を最小限に抑えるためには、更なる建築物の耐震化・不燃化の促進や救出・救護態勢の確立など総合的な視点からの対策を進めていく必要があります。
- ・木造住宅密集地域の解消に向け、「北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針」に基づき、道路・広場（公園）等の基盤整備や地区計画の策定、老朽建築物除却等の着実な推進が必要です。
- ・河川・運河に関しては、護岸等の耐震対策を進めることにより、最大級の地震が発生した場合においても、それらの機能を保持し、高潮等による浸水を防止することが求められています。
- ・備蓄物資等の検討や保管場所の確保など、実態に則した備蓄の配備体制を構築することが必要です。

取組方針

1. 耐震・不燃化の推進

江東区耐震改修促進計画に基づき、助成事業の普及啓発を進め、緊急輸送道路沿道建築物や住宅など、民間建築物の耐震化を促進します。また、細街路の拡幅整備を進め、災害時における延焼防止並びに避難動線の確保に努めます。さらに、北砂三・四・五丁目地区では、木造住宅密集地域の解消に向け、「北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針」を着実に推進するとともに、他の地区の不燃化まちづくりに向けた基礎としていきます。

■主な事業■

民間建築物耐震促進事業、細街路拡幅整備事業、不燃化特区推進事業

2. 水害対策の推進

高潮や荒川の洪水、集中豪雨による水害を防ぐため、雨水貯留施設・浸透施設の設置の推進、堤防・水門等の耐震対策、下水道幹線整備の早期実現を目指すとともに、平常時から水門・排水機所等の適切な維持管理に努めます。また、浸水被害を最小限にとどめるための減災対策を関係機関と連携し強化を図るとともに、区民への啓発として、各種ハザードマップなどにより水害対策を周知します。

■主な事業■

水防対策事業、河川維持管理事業、水門維持管理事業、排水場維持管理事業

3. 避難・救援体制の整備

避難所における、質を考慮した備蓄食料や生活必需品、資機材の充実等避難所の環境整備に努めるとともに、さまざまな災害を想定し、避難行動や救助救援等に必要な資機材等の整備を行います。

■主な事業■

災害対策資機材整備事業、備蓄物資整備事業、拠点避難所公衆無線 LAN 維持管理事業

関連する個別計画

江東区地域防災計画、江東区耐震改修促進計画、北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針 など

【】 住みよさを実感できる世界に誇れるまち

- 安全で安心なまちの実現

26 地域防災力の強化

目指す姿

自助・共助・公助の取り組みにより、地域における防災活動が促進されるとともに災害時の救助救援体制等が確立され、地域防災力が強化されています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
家庭内で防災対策を実施している区民の割合	家庭内で最低 3 つ以上防災対策をしている区民の割合	**	**
避難所・避難場所を理解している区民の割合	自身が指定されている避難場所と避難所を「知っている」と回答した区民の割合	**	**
災害協力隊の数	町会や自治会・マンション管理組合等を母体に結成された自主防災組織（江東区では”災害協力隊”と命名）の数	**	**

現状と課題

- ・江東区では、学校・区・災害協力隊等で構成する「学校避難所運営協力本部連絡会」を定期的で開催し、平常時より、災害時の体制を検討・共有することで、拠点避難所を中心とした地域連携体制の強化に努めています。
- ・平成 26 年版防災白書において、東日本大震災等の大規模広域災害の発災時には、行政による全ての被災者への迅速な支援が困難なこと、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合があることが明確になったことから、公助の限界について指摘されています。
- ・全半壊約 25 万棟もの被害が発生した阪神・淡路大震災では、7 割弱が家族も含む「自助」、3 割が隣人等の「共助」により救出されており、「公助」である自衛隊、警察、消防等の各機関による救出は数%であったという調査結果（日本火災学会 1996）が示されています。
- ・平成 25 年の災害対策基本法改正により、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者などの要支援者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成することが区市町村に義務付けられています。
- ・防災対策を推進するにあたっては、公助のみならず、自助・共助の必要性を、すべての区民が認識することが重要であるため、防災に関する啓発活動等を通じて、区民の防災意識を高める必要があります。
- ・国内外からの来訪者の増加に伴い、災害時の情報伝達手段の多様化が求められています。
- ・災害時に必要となる救援物資や人材を確保するため、他の自治体等との連携も求められています。
- ・自主防災組織（災害協力隊）の母体となる町会や自治会活動が高齢化等の要因により担い手不足の傾向にあり、共助力の源である地域コミュニティの活性化が課題となっています。
- ・高齢化等に伴う避難行動要支援者名簿への登録者数の増加により、個別計画の作成・更新を行う災害協力隊等の負担増が課題となっています。

取組方針

1. 防災意識の醸成

江東区総合防災訓練（地域訓練）への参加を促進するとともに、訓練内容の充実に向け、区民の防災意識の向上を図ります。また、区ホームページやSNSを活用した情報発信のほか、「防災マップ」等各種パンフレット類の作成・配布、「防災アプリ」の配信等により、防災に必要な知識や準備を広く区民に周知します。

■主な事業■

危機管理啓発事業、危機管理訓練事業、災害情報通信設備維持管理事業

2. 地域の防災活動・救助救援体制の強化

災害協力隊の新規設立に向けた啓発活動を実施するとともに、活動に対する支援や自主防災訓練への区民参加を促進し、地域の防災意識及び技術の向上を図ります。また、避難行動要支援者名簿と個別計画の作成・更新を推進するなど、共助による避難支援体制を強化します。

■主な事業■

民間防災組織育成事業、地区別防災カルテ推進事業、危機管理訓練事業

関連する個別計画

災害対策基本法、江東区地域防災計画 など

【】 住みよさを実感できる世界に誇れるまち

- 安全で安心なまちの実現

27 犯罪のないまちづくり

目指す姿 区民、区、関係機関が連携・協力して、犯罪被害のないまちを実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度
治安が悪いと思う区民の割合	江東区の治安が良いと思うかとの問いに対し「どちらかと言えばそう思わない」「そう思わない」と回答した区民の割合	**	**
区内刑法犯認知件数	警視庁発表の資料に基づく、区内の刑法犯認知件数	**	**
消費者教育に関する講座の実施回数	消費者啓発を目的として消費者センターが実施する講座の回数	**	**

現状と課題

- ・江東区では、安全安心メールの配信や防犯パトロール団体への資機材支給、町会等地域団体に対する街頭防犯カメラの設置費助成等を実施し、地域防犯力の強化に努めています。
- ・刑法犯の発生件数は、減少傾向にありますが、「振り込め詐欺」をはじめとする特殊詐欺による被害や原野商法、送りつけ商法などの消費者被害は後を絶ちません。特に、高齢化の進展にともない、高齢者を狙った特殊詐欺被害は年々増加しています。
- ・各世論調査によると、都民の治安対策に関する要望は依然として高く、犯罪に対する不安感は解消できていない状況にあります。
- ・東京都消費生活相談概要（平成 29 年度）によれば、都内の高齢者(60 歳以上)の相談件数は、全体の 3 割を超えています。また、全世代を通じて、利殖商法や仮想通貨などのもうけ話に関する消費者相談も急増しています。
- ・区民の不安感を払拭し安全安心な生活を確保するには、区民一人ひとりの防犯に対する心がけと、地域ぐるみの防犯対策の強化が欠かせません。
- ・急増する、高齢者を狙った特殊詐欺への対策が求められています。
- ・地域におけるパトロール団体の担い手の高齢化等により、自主防犯パトロール活動の停滞が懸念されています。
- ・事後的な消費者被害への対応のみでなく、被害に遭わない、合理的な意思決定ができる消費者を育成できる消費者教育の推進が重要です。特に成年年齢の引き下げに伴う、若者への対応は喫緊の課題となっています。

取組方針

1. 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上

特殊詐欺被害防止をはじめとする防犯に対する啓発を進め、個々の防犯意識の向上を図ります。また、防犯ボランティアリーダー研修会の開催のほか、街頭防犯カメラの設置促進や防犯パトロール団体への支援を行い、地域における防犯の取り組みを推進します。さらに、江東区青色パトロールカーでのパトロール活動など防犯の目として区民を守る取り組みとともに、警察など関係機関との連携を強化し、犯罪の未然防止に努めます。

■主な事業■

生活安全対策事業

2. 安全で安心な消費生活の実現

消費者被害のない社会を実現するため、東京都や他の専門機関と連携し、区民がいつでも安心して相談できる体制を確立します。また、様々な媒体を活用し、有用な情報を速やかに発信するとともに、事業者団体等と連携し世代に応じた消費者教育の充実に努めます。

■主な事業■

消費者情報提供事業、消費者相談事業

関連する個別計画

江東区生活安全条例 など

【】計画の実現に向けて

実現 I 区民の参画・協働と開かれた区政の実現

取組目標	区民、NPO、ボランティア、事業者等地域の多様な主体と区が連携し、それぞれの特色や強みを発揮しながら、地域の課題を解決していきます。また、区民が必要とする情報を分かりやすく公開し、透明性と公正さを兼ね備えた区政運営を行います。
------	---

現状と課題

- ・江東区では、区民との協働による事業展開や政策形成過程への区民参画を推進し、課題解決や地域の活性化を図ってきました。また、区報の全戸配布やホームページの全面リニューアルの実施など、きめ細かで分かりやすい区政情報の発信に努めてきました。
- ・地域の課題が複雑化、多様化する中、行政と住民、NPO、事業者などの多様な主体が協働により、それぞれの強みや特色を活かして公共サービスを展開しています。
- ・住民参加と協働によるまちづくりを進めていくためには、行政が適切に管理し保有する情報の積極的な発信と公開により透明性を高めるとともに、住民が行政情報にアクセスしやすくしていく必要があります。
- ・パブリックコメントや各種アンケート調査、審議会等への区民参加を通じて、区民意見を区政に反映していますが、幅広い年代の区民と意見交換できる機会の拡充など、引き続き、区民の意見を生かした区政運営を進める必要があります。
- ・「協働事業提案制度」や江東区コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」の運用により、協働の取り組みを進めていますが、さらなる環境整備や各活動主体への支援が必要です。
- ・情報伝達手段が多様化する中、全戸配布を行っている区報のほか、近年急速に普及した SNS など、新たな多様な媒体により、効果的に区政情報を発信していく必要があります。

◎現状・取組状況

項目	項目の説明	30 年度
協働事業採択数		
公募による区民参加を行っている 審議会・協議会の割合		
一日当たりの区ホームページアクセス者数		
公文書開示請求数		
区長への手紙取扱件数		

取組方針

1. 区民参画と協働の推進

区的意思形成、事業執行、事業評価の各段階において、幅広い世代の区民参画を働きかけ、区民の意見を区政運営に活かしていきます。また、協働を推進し、地域の課題を官民連携で解決していくとともに、協働の担い手である人材の育成、団体活動の活性化に向けた更なる環境整備を図ります。

2. 開かれた区政運営による透明性の向上

区政に関する情報を、多様な媒体を活用し、区民それぞれのライフステージに応じて分かりやすく発信・公開していくとともに、オープンデータ（※）の推進を図っていきます。また、区民による積極的な利用に向け、公文書等のより一層適切な管理と、情報公開・個人情報保護制度の適正な運用を図ります。

※オープンデータ…誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工・編集・再配布等）できるよう公開されたデータ。営利・非営利を問わず二次利用が可能で、機械判読に適し、無償で利用できる。

関連する個別計画

【】計画の実現に向けて

実現Ⅱ 効率的な区政運営と職員の育成

取組目標	人口増加やまちの変化に伴い区民ニーズが多様化・複雑化する中であっても、未来を着実に捉え、効率的な区政運営を推進します。また、区民にとって便利で質の高いサービスを提供します。
------	--

現状と課題

- ・江東区では、徹底した事務事業の見直しや民間活力の積極的な活用に取り組みつつ、職員一人ひとりの意欲・能力が最大限に発揮できるよう職員の人材育成に取り組んできました。
- ・国では2040年に高齢化人口がピークを迎えると予測され、少子化による急速な人口減少と相まって未曾有の危機に直面しています。また、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に高齢化することから、「老朽化対策」が大きな課題となっています。
- ・区を取り巻く社会環境が変化する中において、質の高い行政サービスを持続可能な形で提供し続けていくため、新たなICT手法の導入や、民間活力の積極的な活用、職員定数の適正化を留意した上での機動的な組織体制の整備など、効率的な行政運営が求められています。
- ・老朽化した施設の修繕や更新に係る経費は膨大であり、今後の区財政に与える影響は非常に大きいことから、計画的に更新・長寿命化・統廃合等を行っていく必要があります。
- ・多くの方が訪れる区役所や出張所等の窓口では、迅速で利便性の高い窓口サービスの提供が求められています。
- ・基本構想の実現に向け積極果敢に挑戦する職員を育成するとともに、働き方改革を推進し、職員の誰もが意欲と能力を発揮し、健康的に働くことができる環境整備に取り組む必要があります。

◎現状・取組状況

項目	項目の説明	30年度
新規・レベルアップ・見直し・廃止事業数		
職員数		
電子申請件数		
職員自己啓発助成件数		
自主企画調査実施人数		

取組方針

1. 効率的な区政運営

ICT を積極的に活用し、業務の高度化・効率化を図るとともに、業務委託や指定管理者制度など民間活用を推進し、財政負担の軽減と区民サービスの向上を図ります。また、「定員管理計画」を策定することにより職員定数の適正化を図りつつ、機動的な組織体制を整備します。さらに、行政評価や新公会計制度の活用により、効率的な区政運営を進めます。

2. 公有財産の適切な管理と有効活用

将来の人口動向や施設需要を見据え、区有施設の維持管理・更新・長寿命化・統廃合などを総合的かつ計画的に行い、財政負担の軽減・平準化と施設の最適な配置を実現します。また、新たな行政需要に対応した施設整備を実現するため、区有地・区有施設の有効活用を図るとともに、民間活力の活用などあらゆる手法を検討しながら区民ニーズにあった施設整備を進めます。

3. 窓口サービスの向上

区民サービスの基本である窓口サービスでの区民満足度向上を図るため、窓口サービスの質の向上を全庁的に推進します。また、行政手続きの簡略化等、行政サービスの一層の向上に努めていきます。

4. 職員の育成

「江東区人材育成方針」に基づく計画的な研修の実施や、職員による自主的な調査・研究の促進、職員の国や他の地方公共団体等への派遣により、「区民と同じ視点」をもって意欲的に取り組み、新たな行政課題を解決できる職員を育成します。また、働き方改革については「職員のしごと生活応援プラン」の推進により、職員が健康で能力を発揮できる組織づくりを進めます。

関連する個別計画

江東区行財政改革計画、江東区人材育成方針、職員のしごと生活応援プラン

【】計画の実現に向けて

実現Ⅲ 自主・自律的な区政運営の推進

取組目標	区政を取り巻く状況の変化に柔軟に対応しつつ、確固たる財政基盤を基にして、自律した区政運営を展開していきます。
------	--

現状と課題

- ・江東区では、景気変動や税制改正等の影響を受けやすい歳入環境にあっても安定的な行政運営を行うため、徹底した歳出削減と多様な歳入確保策の推進、基金と起債のバランスのよい活用、区民税等の収納率の向上に努めてきました。
- ・法人住民税の一部国税化やふるさと納税による減収など、都市と地方の税源偏在是正措置が本区の財政に影響を及ぼしています。
- ・地方分権改革の進展に伴い、基礎自治体としての区の責任と役割は増大している中、都区双方において、都区の役割分担や税財政制度等について検討が進められています。
- ・日本全体として人口減少社会にある中、それぞれが抱える地域課題を解決し、自治体相互が発展を共有していくためには、一層の連携・協力関係を築いていく必要があります。
- ・今後、老朽化する公共施設等の改修・改築経費、高齢化に伴う扶助費の増加が見込まれ、また、江東区の歳入の約6割は、景気変動に大きく影響されやすい特別区税と特別区交付金であり、地方財政制度を取り巻く環境も今後も大きく変わると考えられることから、持続可能な財政運営が求められています。
- ・地方分権や都区制度改革の進展に伴い、今後も責任を持って安定的な行政サービスを提供していくため、自律的な区政基盤を確立していく必要があります。

◎現状・取組状況

項目	項目の説明	30年度
経常収支比率		
公債費比率		
基金残高と起債残高との差し引き額		
特別区民税の収納率（現年度分）		
連携している自治体数		

取組方針

1. 持続可能な財政基盤の確立

徹底した歳出削減を推進するとともに、特別区民税等の収納率の維持・向上と、使用料・手数料の見直しを図り、負担の公平性を確保しつつ、新たな財源確保にも取り組みます。また、人口増加や高齢化、景気変動等、社会経済状況が変化する中で安定した区政運営を行うため、基金や起債をバランスよく活用していきます。

2. 地方分権の推進

都区の役割分担の明確化を進め、権限や財源の移譲を進めるとともに、基礎自治体に求められる役割を踏まえ、江東区独自の施策を展開していきます。また、大都市部と地方都市との共存共栄を図り、相互の地域課題の解決を図っていくため、特別区全国連携プロジェクトを通じて広域的な自治体連携を推進します。

関連する個別計画